

**国土強靭化**

NATIONAL RESILIENCE

強くて、しなやかなニッポンへ

# 山梨市強靭化計画(案)

～誇れる日本を、ここ山梨市から～

令和8年度～令和12年度



令和8年3月  
山梨市



# はじめに

わが国は、その国土の地理的な特性ゆえに、数多くの災害に繰り返し苛まれてきました。災害は「忘れた頃」にやってくるため、その都度、多くの尊い人命をうばい、私たちは莫大な経済的・社会的・文化的損失を被り続けてきました。

そこで、過去の災害を教訓として、災害の度に長い時間と費用をかけて復旧・復興を図るといった「事後対策」の繰り返しから脱却し、従来の「防災」の範囲を超えた、国土政策・産業政策を含めた「総合的な対応」として千年先まで見据えて計画を進めていくことが必要です。

このような理念から、国においては、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(以下、「基本法」という)」が公布・施行され、平成26年6月、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」を閣議決定し、大規模自然災害等に備えた施策を策定・推進する枠組みが整備されました。その後、平成28年熊本地震等の災害から得られた知見や、社会情勢の変化等を反映し、国土強靱化基本計画及び山梨県強靱化計画が見直されました。

本市では、いかなる自然災害等が発生しようと、「一人の犠牲者も出さないまちづくり」を目指して、平成28年9月に「山梨市強靱化計画」を策定し、令和3年に改訂し、これまで「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域の構築に向け取り組んできましたが、今回、計画期間の5年が経過したことから、国及び県の見直し内容を踏まえ、本市計画の見直しを行いました。

本市においては、過去に見舞われた災害を踏まえ、今後の想定される首都直下地震や南海トラフ地震、富士山火山噴火、豪雨、土砂災害、豪雪など大規模自然災害、複合災害等への対策を講じていくことが引き続き必要となります。

この大規模自然災害等に対する脆弱性の評価や的確な施策を講じるとともに、行政や市民、地域、企業等が主体となり、それぞれが連携し、市全体として改めて強靱化に取り組むことが必須であり、その指針となる、「山梨市強靱化計画」を基に、安心・安全な地域づくりの実現に向けてさらなる推進を図ってまいります。



令和8年3月

山梨市長

高木 晴雄

# 目 次

## はじめに

第1章 国土強靭化の基本的な考え方.....	1
第1節 計画の基本事項.....	1
1 強靭化計画の目的.....	1
2 基本目標.....	1
3 計画の役割と位置づけ.....	2
4 関係行政機関の強靭化計画との関係.....	3
5 基本的な進め方.....	4
6 計画策定の基本方針.....	5
7 本計画の構成.....	6
第2章 対象とする災害と被害想定.....	7
第1節 本市の特性.....	7
1 地勢.....	7
2 気候.....	7
3 人口構造.....	8
第2節 自然災害による被害想定.....	8
第3章 脆弱性評価.....	19
第1節 脆弱性評価の手順.....	19
1 事前に備えるべき目標の設定.....	19
2 起きてはならない最悪の事態の設定.....	20
3 施策分野の設定.....	22
4 マトリクス表の作成.....	23
5 脆弱性評価の実施.....	24
第2節 評価結果の概要.....	25
第4章 強靭化の推進方針.....	40
第1節 プログラムごとの推進方針.....	41
第2節 施策分野ごとの推進方針.....	53
1 個別施策分野.....	53
2 横断的分野.....	63
第5章 プログラムの重点化.....	65
第1節 プログラムの重点化の考え方と設定方法.....	65
第2節 重点化すべきプログラム.....	66
第6章 計画の推進と見直し.....	67
第1節 計画の進捗管理と見直し.....	67
第2節 計画の推進期間.....	67
第3節 他の計画等の見直し.....	67
用語の説明.....	68

# 第1章 国土強靭化の基本的な考え方

## 第1節 計画の基本事項

### 1 強靭化計画の目的

国では、東日本大震災の教訓から大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靭な国づくりに向けて、国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、「強くしてしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法(以下「基本法」という。)」を制定するとともに、国土強靭化に係る他の計画の指針となる国土強靭化基本計画(以下「基本計画」という。)を定めました。

これを受け、山梨市(以下「本市」という。)では、いかなる自然災害等が発生しようと、「一人の犠牲者も出さないまちづくり」を目指して、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域の構築を推進するため、「山梨市強靭化計画(以下「本計画」という。)」を策定しました。

なお、国の基本計画及び山梨県強靭化計画の見直しが行われたこと、また、計画期間の5年が経過したことから、本計画の見直しを行うこととしました。

### 2 基本目標

大規模自然災害等による甚大な被害を出さないためには、従来の「事後対策」から大規模自然災害等の様々な危機を想定して、平時から大規模自然災害等に対する備えを行う地域づくりを推進することが重要です。

本市は、市民、民間事業所および関連する機関等と協働して、いかなる大規模自然災害が発生しようと、次の4つの基本目標の実現を目指し、国土強靭化の取り組みを推進します。

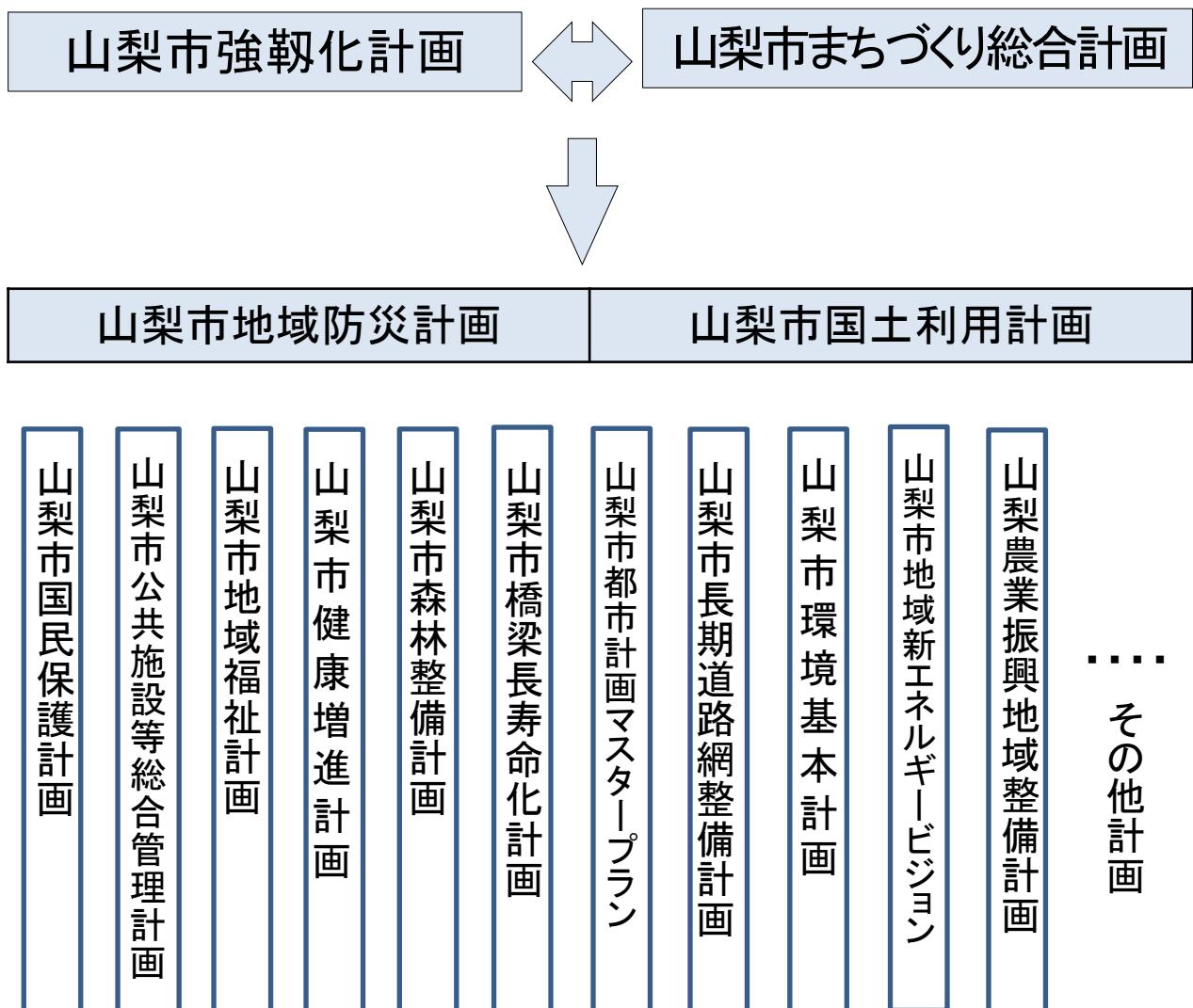
- ① 一人の犠牲者も出さないまちづくり
- ② 市及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化する
- ④ 迅速に粘り強く復旧復興できる

### 3 | 計画の役割と位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靭化地域計画であり、本市が有する様々な分野における「防災・減災」対策の指針となるもので、これらを総合的かつ計画的に実施するため、山梨市まちづくり総合計画との整合性を図った上で取り組むべき最上位計画となります。

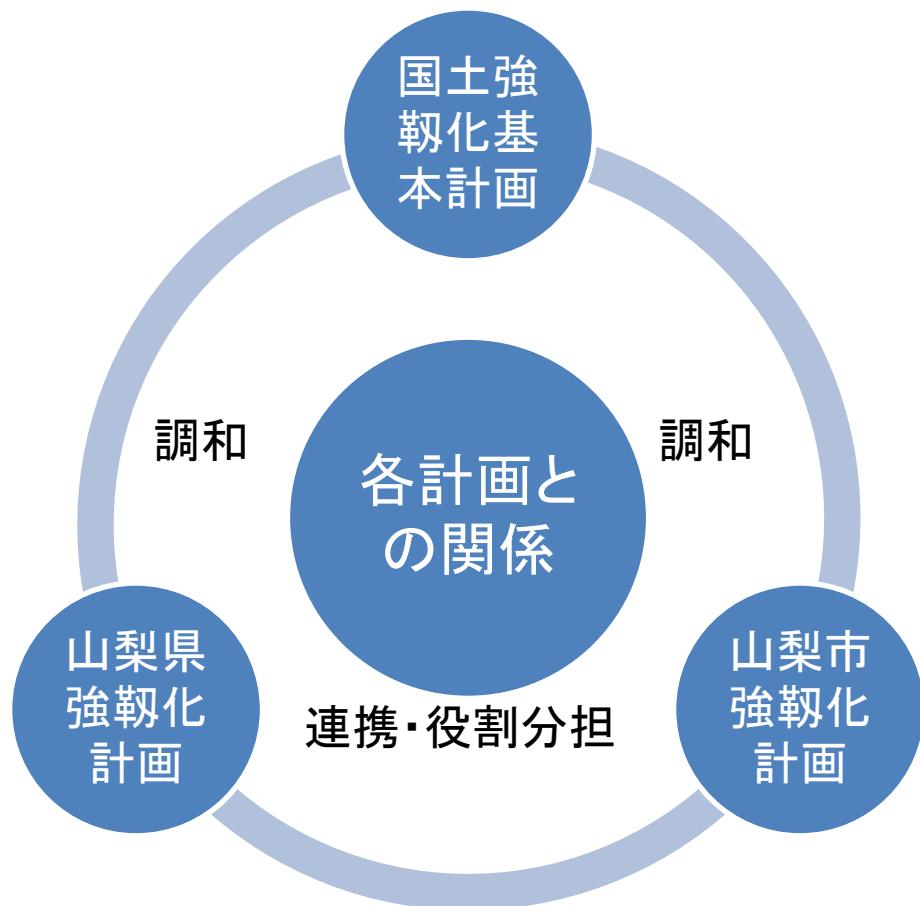
このため、基本法で定める本市の国土強靭化は、本計画が手引きとなり、各実施計画等で取り組むべき施策に関して、必要な見直しを行った上で本市の国土強靭化に努めることとなります。

#### 整合



国土強靭化の取組は、国や県などの関係行政機関と一体で進めるべきもので、本計画は国の基本計画や山梨県の地域計画と調和が保たれたものでなければなりません。

そのため、国の基本計画と整合を図った基本目標や事前に備えるべき目標を定めたうえで、本市において想定されるリスクや地域特性、これまでの施策の取組状況などを踏まえつつ、基本計画と調和を図った計画を策定しています。

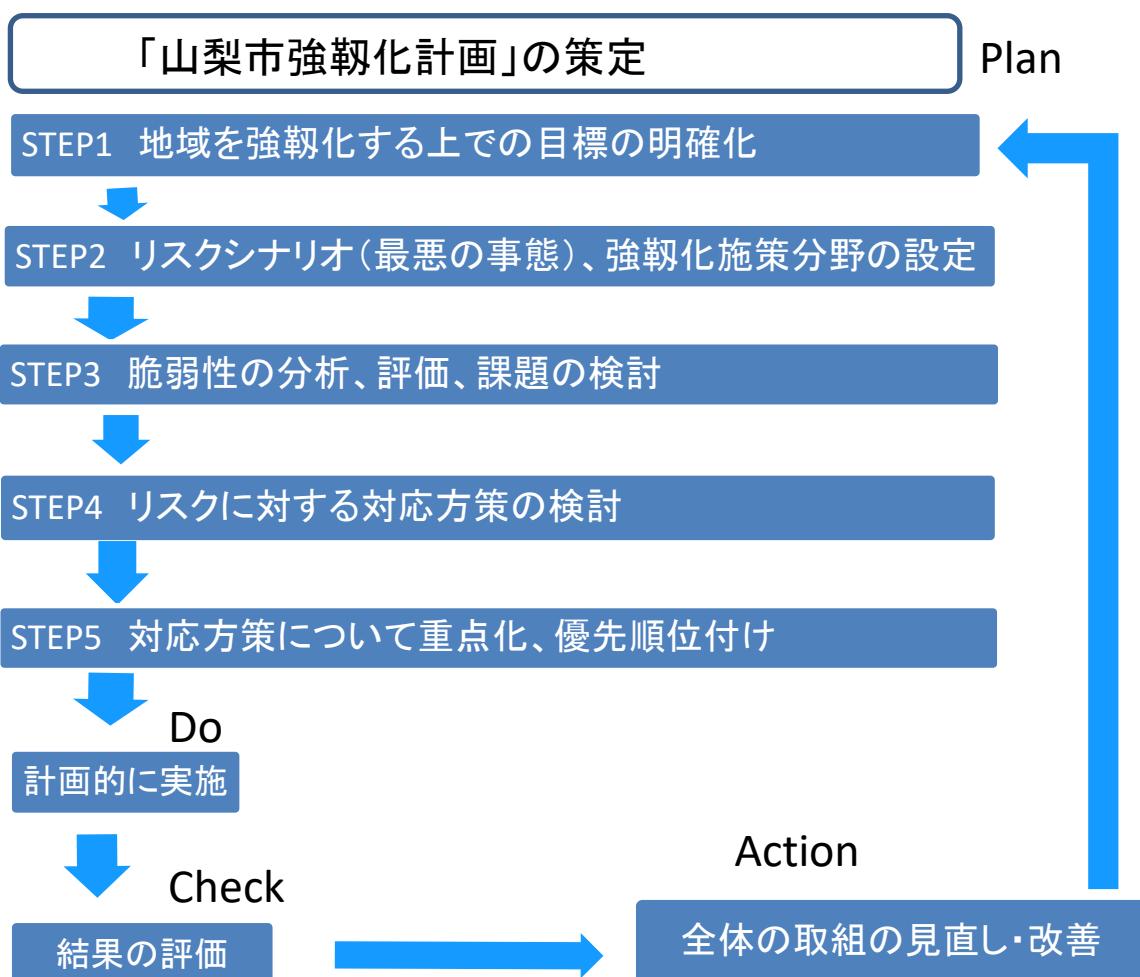


本計画は、本市のリスクマネジメントであり、目指すべき目標を明確にした上で、設定したリスクシナリオに対する現状の脆弱性を分析し、その結果に基づきリスクに対する対応方策を策定します。

そして、対応方策について重点化、優先順位付けを行った上で、計画的に実施し、その結果を適正に評価して、全体の取り組みの見直し、改善を図っていく「PDCAサイクル」を繰り返して、強靭化の取組を推進していきます。

国の基本計画では、「脆弱性の分析・評価」及び「リスクに対する対応方策の策定」に当たって、仮に起きれば国家として致命的な影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態」を想定し、その事態を回避するために現状で何が不足し、これから何をすべきか、という視点から府省庁横断的な「プログラム」(目標を達成するための施策群)を検討するアプローチが導入されています。

本計画においても、国が用いた手法を参考にして、以下の枠組みにより計画を策定しました。



本市では、過去幾多の災害を経験し、その都度得た教訓を生かしながら先人たちの知恵と工夫による様々な災害対策が図られてきました。

過去の災害から得られた経験を最大限活用し、以下の方針に基づき本市の強靭化を推進します。

### (1) 国土強靭化地域計画の取組姿勢

- ・エネルギー供給網、通信網、交通網の多重化を図り、代替性を確保し、BCPの策定と見直しを継続し、本市の強靭化を、損なう原因をあらゆる側面から検討すること。
- ・短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的に取り組むこと。
- ・地域の活性化にもつながり、本市の持続的成長に寄与する取り組みであること。

### (2) 適切な施策の組み合わせ

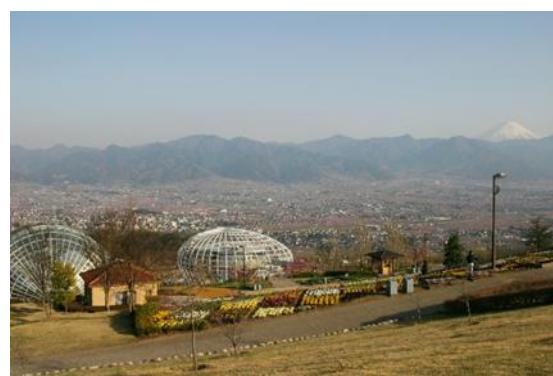
- ・ハード整備とソフト対策の適切な組み合わせとデジタル技術の活用により、効果的に施策を推進すること。
- ・「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、市と市民が適切に連携及び役割分担して取り組むこと。
- ・国土強靭化により整備する防災インフラが、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。
- ・公共施設やインフラ整備等においては、防災・減災に資するような工夫をするなど有事に活用される対策を考慮すること。

### (3) 効率的な施策の推進

- ・行政需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財源の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮し、施策の重点化を図ること。
- ・既存の社会資本の有効活用等により、効率的かつ効果的に施策を推進すること。
- ・施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資するものであること。
- ・国の施策、民間活力の積極的な活用を図ること。

### (4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ・人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域・地区において防災計画を作成し、強靭化を推進する。また、担い手を育成し適切に活動できる環境整備に努めること。
- ・女性、高齢者、子供、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じること。
- ・自然との共生、環境との調和、景観の維持に配慮すること。



## 第1章 国土強靭化の基本的な考え方

- ・計画の目的や基本目標、役割と位置づけ、他の強靭化計画との関係を提示します。
- ・計画策定の基本的な進め方や基本方針を提示します。

## 第2章 対象とする災害と被害想定

- ・リスクとする自然災害による被害想定を提示します。

## 第3章 脆弱性評価

- ・6つの「事前に備えるべき目標」を設定します。
- ・目標の達成に向けて、27の「起きてはならない最悪の事態」を設定します。
- ・最悪の事態の回避に向けて、施策の進捗度などにより現状の脆弱性を分析評価します。

## 第4章 強靭化の推進方針

- ・脆弱性評価の結果を踏まえ、今後必要となる施策を検討し、推進方針を策定します。
- ・27の最悪の事態を回避するための、「プログラムごとの推進方針」を提示します。
- ・施策の重複を排除し、施策分野ごとに整理した「施策分野ごとの推進方針」を提示します。

## 第5章 プログラムの重点化

- ・最悪の事態が与える影響の大きさや本市が果たすべき役割の大きさなどを踏まえ、重点化すべきプログラムを選定します。

## 第6章 計画の推進と見直し

- ・計画の進捗期間や今後の進捗管理の手法を提示します。

# 第2章 対象とする災害と被害想定

## 第1節 本市の特性

### 1 地勢

本市は、甲府盆地の東部に位置し、面積は289.8km<sup>2</sup>で県内第4位の広さを有しています。

西部から南部にかけては甲府市及び笛吹市、東部は甲州市、北部は埼玉県秩父市及び長野県川上村にそれぞれ接しています。

また、都心から約100km圏、JR中央線中央自動車道で90分という交通の利便性に恵まれ、国道140号の縦貫により、北関東からの玄関口としても重要な位置にあります。

地形的には、笛吹川沿い南北につながり、北部は山岳・丘陵地帯、南部には笛吹川左岸に平坦地、右岸は平坦地から丘陵地帯が広がっています。

南部の平坦地にはJR中央線山梨市駅、東山梨駅の2駅を中心に市街地が形成されており、市街地周辺から丘陵地帯にかけては、桃、ぶどうなどの果樹園が広がり、その中に集落が点在しています。

市街地の北側は笛吹川上流に向かって標高が高くなるにつれ、山林の占める割合が高くなり、地域全体としては8割以上を山林原野が占めています。

特に、北部に位置する秩父山系には、甲武信ヶ岳、国師ヶ岳など2,000m級の山々が連なり、山あいの西沢渓谷、徳和渓谷などと併せ、その優れた自然環境は秩父多摩甲斐国立公園に指定されています。

### 2 気候

本市の近傍のアメダス測候所である甲府測候所の気象データによると、年平均気温は15.1℃、月平均気温で最暖月は8月で27.1℃、最寒月は1月で3.1℃となっています。

夏には最高気温が30℃を超えることがある一方、冬は最低気温が氷点下になる日があるよう、内陸型で寒暖の差が大きいのが特徴です。

積雪は北部の三富地域の山間部で見られますが、南部では多くありません。

日照時間は年間約2,200時間で全国平均(1,921時間)に比べて長くなっています。

その一方降水量は約1,100mmと全国平均(1,822mm)に比べてかなり少なくなっています。日照時間には恵まれた地域です。

風速についてはあまり強くはありませんが、谷に沿った風の通り道があり、北部の秩父山系から谷に向かって吹き降ろす風が特徴となっています。



### 3

## 人口構造

総人口は国勢調査によると、令和2年では33,435人で、平成27年国勢調査の35,141人と比較すると、ここ5年間で1,706人(4.9%)の減少となっています。

[※令和7年10月1日現在の常住人口は31,525人、5年間で1,910人(5.7%)減少]

一方、65歳以上の高齢者人口では、平成27年の10,975人に対し令和2年では11,396人となり、421人(3.8%)の増加となっています。

また、高齢化率においても平成27年の31.3%から、令和2年では34.4%となり5年間で3.1ポイント増加しています。

出典：平成27・令和2年度国勢調査人口等基本集計結果  
やまなしの統計(山梨県常住人口調査)

## 第2節 自然災害による被害想定

本計画で対象とする災害は、以下の地震災害、豪雨、水害・土砂災害、豪雪、火山災害など、大規模自然災害全般を想定しました。

### ①地震災害

南海トラフの巨大地震(東側ケース)、首都直下地震、活断層による直下地震とし、震度6強の地震動による被害、地震火災、主要河川合流地点地域の液状化災害、急傾斜地等地盤災害など。

### ②豪雨・水害・土砂災害

台風や梅雨前線などの豪雨による洪水、土砂災害や急傾斜地崩壊など。

### ③豪雪

豪雪による農業被害、流通の混乱など。

### ④火山災害

富士山の噴火災害による影響など。



昭和34年7月山梨市万力地先笛吹川右岸破堤  
(旧国鉄中央本線鉄橋上流付近)



平成26年2月豪雪による交通麻痺  
(JR中央本線東山梨駅入口付近)

## ①地震災害

### (1) 想定される地震の規模

山梨県地震被害想定調査結果(令和5年5月26日)によると、県内で想定される地震の規模、地震の位置は、次のとおりです。

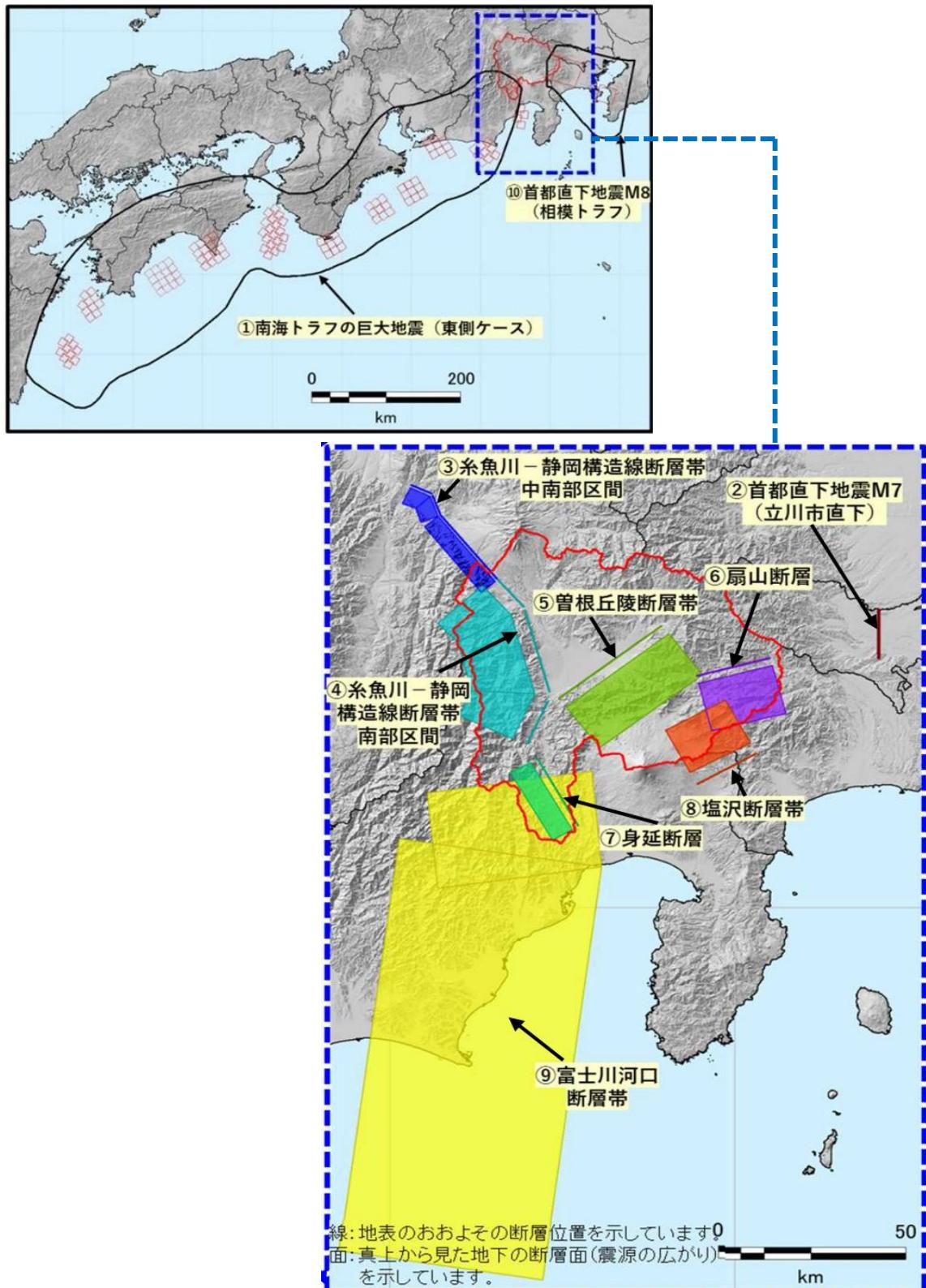
表1－1 想定される地震一覧

想定される地震	地震規模 (M:マグニチュード)	地震 タイプ	想定される地震の規模
①南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	M9クラス	プレート 境界	震源域から離れた山地部を除き、県全体で概ね震度5強以上の揺れが想定される。震源に近い県中西部や甲府盆地等の特に揺れやすい地盤の一部地域においては最大震度7の揺れが想定される。
②首都直下地震 (M7クラス立川市直下)	M7クラス	プレート 内	震源断層に近い県東部富士五湖地域の揺れが比較的大きく、富士五湖地域の一部で最大深度6強の揺れが想定される。
③糸魚川-静岡構造線 断層帯 中南部区間	M7.4	活断層	震源断層に近い北杜市の北西部で震度6強～震度7の揺れが想定される。甲府盆地でも、一部の地域で最大震度6弱の揺れが想定される。
④糸魚川-静岡構造線 断層帯 南部区間	M7.6	活断層	震源断層周辺の広範囲で震度6弱以上の揺れが想定され、一部で震度6強と～震度7となる。破壊の進行方向にある北杜市は特に震度6強の領域が広がると想定される。
⑤曾根丘陵断層帯	M7.3	活断層	破壊の進行方向となる甲州市から、揺れやすい甲府市、山梨市まで広い範囲で震度7の揺れが想定される。
⑥扇山断層	M7.0	活断層	破壊の進行方向にあたる都留市周辺で揺れが大きくなる。一部で最大震度7の揺れが想定される。
⑦身延断層	M7.0	活断層	震源断層の直上にあたる身延町～南部町の揺れが大きく震度6弱程度の揺れが想定され、最大震度は一部で震度6強となる。
⑧塩沢断層帯	M6.8	活断層	断層の固着域付近で揺れが大きく、山中湖村、忍野村、富士吉田市では最大震度7の揺れが想定される。
⑨富士川河口断層帯	M7.2	活断層+ プレート 境界	震源域に近い南部町の大部分と身延町の南部において震度6強以上の強い揺れが想定される。震源域から離れた甲府盆地の広い範囲で震度6弱の揺れが想定される。
⑩首都直下地震 (M8クラス相模トラフ)	M8クラス	プレート 境界	震源に近い県東部の揺れが大きく、揺れやすい地盤においては最大震度7の揺れが想定される。震源から遠い甲府盆地等の揺れやすい地盤においても震度6強から震度7の大きい揺れが想定される。

\*海溝型：①②⑩

\*活断層型：③④⑤⑥⑦⑧⑨

図1-1 想定地震の位置



出典: 山梨県地域防災計画(令和7年3月)

## (2) 人的被害

本市で想定される人的被害は次のとおりです。 (冬：朝5時 風速4m 想定)

想定される地震	死者	負傷者	うち重傷者
①南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	10	135	15
②首都直下地震 (M7クラス立川市直下)	3	41	4
③糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	4	56	7
④糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	0	6	0
⑤曾根丘陵断層帯	195	1,134	301
⑥扇山断層	0	1	0
⑦身延断層	0	0	0
⑧塩沢断層帯	0	0	0
⑨富士川河口断層帯	1	20	2
⑩首都直下地震 (M8クラス相模トラフ)	2(うち1火災)	18 (うち1火災)	2

出典：山梨県地震被害想定調査結果（令和5年5月26日）

## (3) 建物被害

本市で想定される建物被害は次のとおりです。(冬朝5時 風速4m)

想定される地震	液状化による 建物被害		揺れによる 建物被害		急傾斜地崩壊による 建物被害		火災による 消失棟 数
	全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数	
①南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	23	134	166	664	4	10	0
②首都直下地震 (M7クラス立川市直下)	19	103	40	211	3	6	0
③糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	7	36	70	273	1	2	0
④糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	11	56	5	30	1	3	0
⑤曾根丘陵断層帯	23	133	3,249	3,663	5	9	53
⑥扇山断層	5	26	1	5	0	1	0
⑦身延断層	0	2	0	0	0	0	0
⑧塩沢断層帯	1	6	0	0	0	0	0
⑨富士川河口断層帯	8	41	19	102	1	2	0
⑩首都直下地震 (M8クラス相模トラフ)	23	132	17	84	5	10	23

出典：山梨県地震被害想定調査結果（令和5年5月26日）

#### (4) インフラ被害

本市で想定される上下水道被害は次のとおりです。 (冬：朝5時 風速4 m)

想定される地震	上水道断水人口(人)				下水道機能支障人口(人)			
	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
①南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	7,991	7,285	3,987	318	801	546	116	36
②首都直下地震 (M7クラス立川市直下)	1,718	1,490	646	6	477	284	26	24
③糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	282	219	72	0	240	143	13	12
④糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	720	605	241	3	391	233	21	20
⑤曾根丘陵断層帯	19,992	19,253	14,205	3,015	1,276	957	284	47
⑥扇山断層	114	86	27	0	164	97	8	8
⑦身延断層	2	1	0	0	2	1	0	0
⑧塩沢断層帯	6	4	1	0	2	1	0	0
⑨富士川河口断層帯	314	245	80	0	265	157	13	13
⑩首都直下地震 (M8クラス相模トラフ)	1,021	906	430	14	804	545	114	36

出典：山梨県地震被害想定調査結果（令和5年5月26日）

本市で想定される電力・LPガスの状況は次のとおりです。 (冬：朝5時 風速4 m)

想定される地震	停電人口(人)				LPガス
	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後	遺漏被害件数
①南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	20,917	3,882	34	—	3
②首都直下地震 (M7クラス立川市直下)	9,849	789	1	—	0
③糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	2,654	111	0	—	0
④糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	5,778	326	0	—	0
⑤曾根丘陵断層帯	27,333	12,856	325	—	17
⑥扇山断層	1,172	43	—	—	—
⑦身延断層	19	0	—	—	—
⑧塩沢断層帯	64	2	—	—	—
⑨富士川河口断層帯	3,065	121	0	—	—
⑩首都直下地震 (M8クラス相模トラフ)	3,864	463	2	—	3

出典：山梨県地震被害想定調査結果（令和5年5月26日）

本市で想定される通信（固定電話・携帯電話）被害は次のとおりです。  
 (冬：朝5時 風速4m、携帯電話のみ冬18時強風)

想定される地震	通信支障回線数（回線）				携帯電話不通ランク予測結果 (A：悪い→E：解消)			
	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
①南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	18,999	3,526	30	0	A	E	E	E
②首都直下地震 (M7クラス立川市直下)	8,946	717	1	0	D	E	E	E
③糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	2,410	101	0	0	E	E	E	E
④糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	5,248	296	0	0	E	E	E	E
⑤曾根丘陵断層帯	24,827	11,677	295	0	A	C	E	E
⑥扇山断層	1,065	39	0	0	E	E	E	E
⑦身延断層	17	0	0	0	E	E	E	E
⑧塩沢断層帯	58	2	0	0	E	E	E	E
⑨富士川河口断層帯	2,784	110	0	0	E	E	E	E
⑩首都直下地震 (M8クラス相模トラフ)	3,509	420	2	0	E	E	E	E

出典：山梨県地震被害想定調査結果（令和5年5月26日）

#### (5) 避難者数予測

地震発生から1日後、1週間後、1ヶ月後の避難所避難者数及び避難所外避難者数。

(冬：朝5時 風速4m)

想定される地震	1日後		1週間後		1ヶ月後	
	避難者数		避難者数		避難者数	
	うち 避難所内	うち 避難所外	うち 避難所内	うち 避難所外	うち 避難所内	うち 避難所外
①南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	359	215	144	1,266	633	633
②首都直下地震 (M7クラス立川市直下)	124	74	50	254	127	127
③糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	142	85	57	142	71	71
④糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	35	21	14	87	44	43
⑤曾根丘陵断層帯	4,588	2,753	1,835	6,992	3,496	3,496
⑥扇山断層	12	7	5	16	8	8
⑦身延断層	1	1	0	1	0	1
⑧塩沢断層帯	2	1	1	2	1	1
⑨富士川河口断層帯	56	34	22	62	31	31
⑩首都直下地震 (M8クラス相模トラフ)	112	67	45	192	96	96

出典：山梨県地震被害想定調査結果（令和5年5月26日）

## ②豪雨・水害・土砂災害

豪雨・水害・土砂災害の被害想定については、「山梨市土砂災害・洪水ハザードマップ」に示されている対象地域を参考に想定しました。

### (1)ハザードマップ上、浸水が想定されている地区

加納岩、日下部、八幡、山梨、日川、後屋敷、岩手地区

### (2)土砂災害の想定として土砂災害警戒区域等の指定数(カッコ内特別警戒区域数)(R7.10. 16時点)

・急傾斜地の崩壊262(260)

・土石流182(130)

・地すべり19(0)

## ○過去に発生した風水災害

### ・明治40年・43年の水害

山梨市には、笛吹川・日川・重川が流れこれらは度々氾濫を起こし、人々は長い間水との戦いを続けてきました。特に明治40年、43年の水害はとりわけ大きく、地域に大きな被害を与えました。

明治40年8月21日夜半から26日にかけて県内全域で降り続いた雨は、県下で2,800箇所にも上る土砂崩れが発生し、各地で河川が決壊した。特に峡東地域(山梨市、甲州市、笛吹市)の被害はすさまじく、笛吹川、重川と日川の合流地点の決壊は、石和から甲府にかけての地域を水没させました。東山梨郡域だけで流出家屋1,113戸、全半壊の家屋は499戸、死傷者数は70名にも及びました。3河川のなかで最も被害が大きかったのが日川でした。日川村は、北側を流れる重川と、南側を流れる日川がともに決壊し、被害がほぼ全域に及んでおり、県内でも最も甚大な被害を受けた村の一つとなりました。

明治43年8月の水害は、八幡村と加納岩村で堤防が大決壊を起こし村内に大きな被害をもたらしたほか、架け替え中であった仮亀甲橋や架橋事務所が流されるなどの被害を受けました。この時も、最大の被害を受けたのは日川村でした。40年の大水害の復旧工事が竣工しておらず、堤防が決壊し村の約半分が水没する事態となりました。この時の被害は後に養蚕業に現れることとなりました。

### 明治40年・43年の水害における被害状況



日川村歌田付近の水害の様子



護岸の役目を果たす笛吹川の川倉

・昭和34年8月(台風7号)

富士川北上台風。県下における死者行方不明者89名、負傷者901名の被害でしたが、山梨市における人的被害は負傷者16名にとどまりました。

昭和34年8月(台風7号)市内における被害状況



笛吹川右岸(山梨市万力根津橋取付道路流出)



笛吹川左岸破堤(山梨市上神内川地先)

・昭和34年9月(台風15号)

伊勢湾台風。本県直撃は免れたものの、県下において死者15名、負傷者105名。山梨市における人的被害はありませんでしたが、住宅全壊28戸、半壊25戸の被害がありました。

・昭和41年9月(台風26号)

県下の死者142名。山梨市人的被害なし。農作物被害として、果樹・野菜・水稻の被害額が1億400万円に上りました。

・昭和57年8月(台風10号)

農作物被害が中心。桃の落下、葡萄は玉割れ・晚腐病の発生等被害総額16億7000万円と算定。重川・日川の増水により一町田中団地の住民が日川公民館に避難、下栗原地内の日川においては、水防団員等が川倉2基を投入、堤防の決壊を防ぎました。田辺国務大臣が来市。

出典:山梨市誌、牧丘町誌、三富村誌

### ③豪雪

- ・豪雪の被害想定については、平成26年2月豪雪と同じ規模を想定しました。
- ・孤立する世帯等 23世帯 60人
- ・負傷者の発生 15人
- ・帰宅困難者の発生 JR中央線の乗客 200人
- ・農業施設の倒壊

#### ○過去に発生した雪害

##### ・昭和44年3月

山梨市において積雪30cmを超えて、ビニールハウスの倒壊被害が多数発生しました。八幡地区で45戸、日川地区で13戸、山梨地区で11戸、岩手地区で5戸の倒壊。

##### ・昭和61年2月

市役所周辺において35cmの積雪を記録。ビニールハウスの倒壊が、八幡地区で全壊12戸、山梨地区で全壊1戸、岩手地区は変形9戸の被害となりました。

出典：山梨市誌、牧丘町誌、三富村誌

##### ・平成26年2月

甲府地方気象台発表観測積雪量114cmを記録。未曾有の豪雪に行政機能・市民生活も麻痺する状況となりました。市内ビニールハウスの約80%が倒壊。

災害協定を結んでいる長野県飯山市の応援、栄村の救援を依頼しました。



倒壊したビニールハウス（八幡地区）



飯山市から応援に駆け付けた除雪車



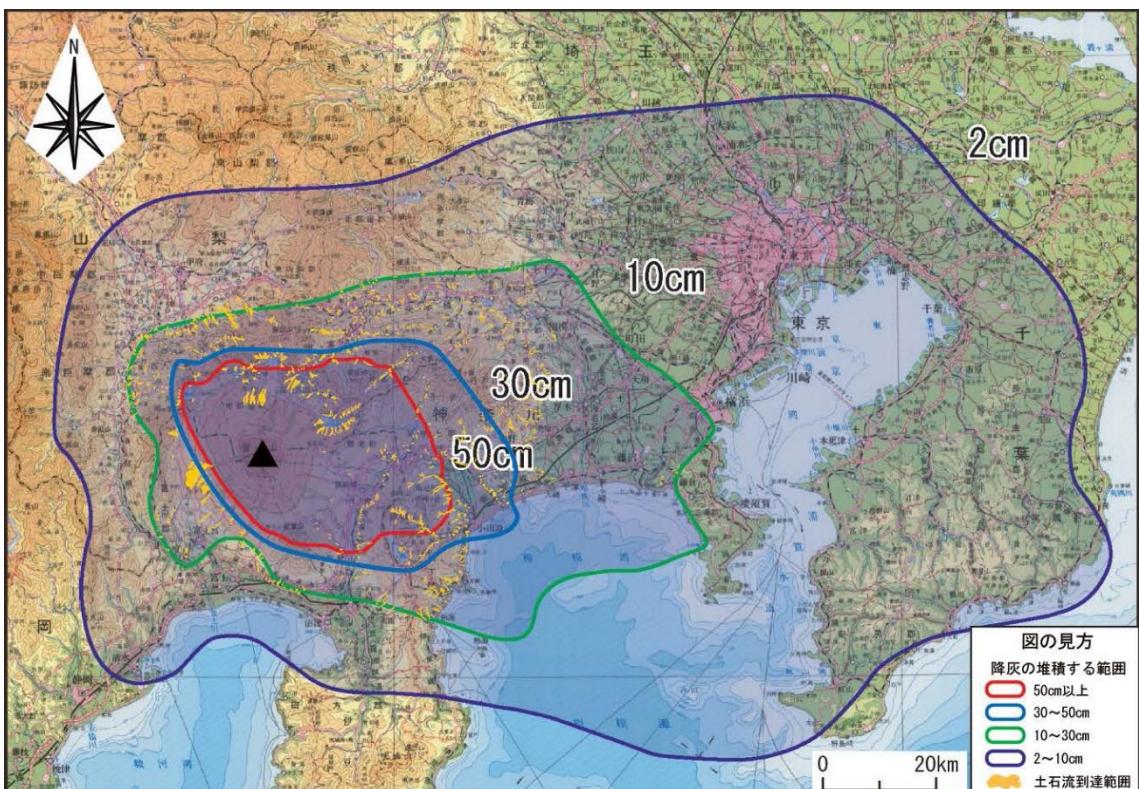
雪に埋もれた自家用車

#### ④火山災害

- ・内閣府の富士山火山防災マップでは、山梨市での降灰予想は2~10cmとなっています。
- ・火山災害の被害想定については、富士山火山噴火に伴う降灰で家屋の倒壊、農業被害、交通機関の麻痺、他市町村からの避難者の受入などを想定しました。

**火山灰や軽石を出す大規模な噴火の場合広い地域に火山灰が降ります。**

季節によって風向きが変わるため、火山灰の到達範囲は変わります。この図はすべての季節を重ねて描いているため、実際の降灰範囲は異なる場合があります。



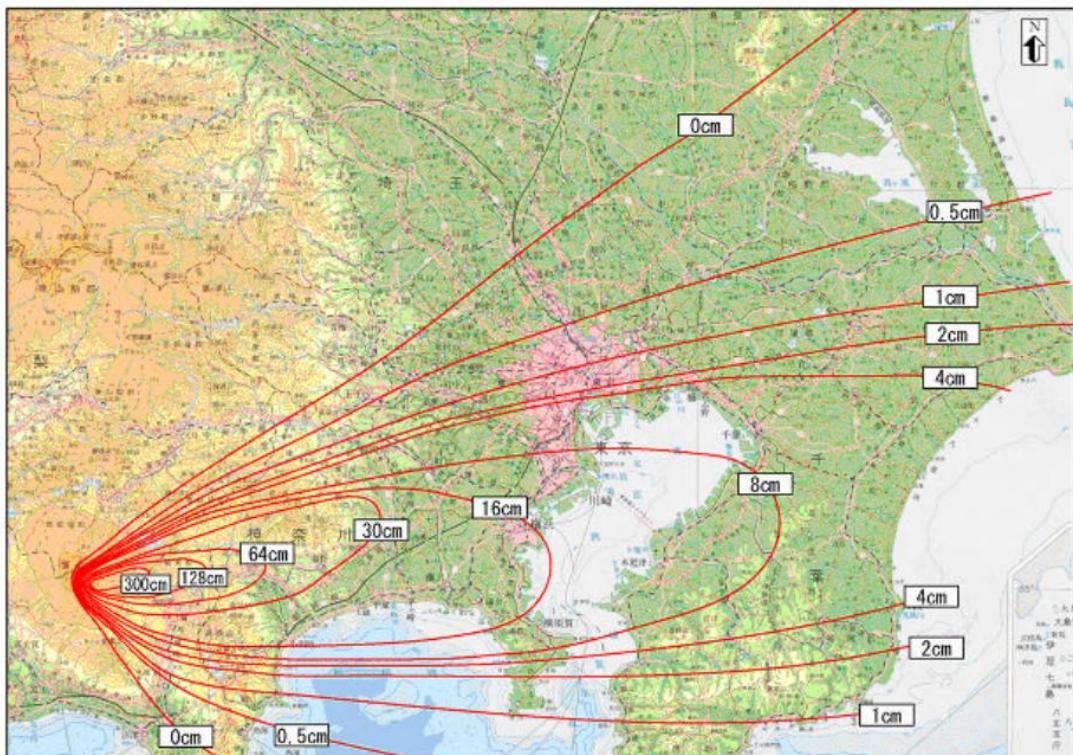
出典：内閣府ホームページ 富士山火山防災協議会 富士山火山防災マップ

## ○本市に影響があった富士山火山噴火

・1707(宝永4)年11月23日

未明から富士山大噴火、宝永山が出現する。(宝永大噴火)11月23日より12月8日まで、富士山が焼け出し近国に灰や砂を降らし厚さ丈余となる、あるいは7尺8寸、灰が降る国は日中も暮れのごとし(塩山向嶽禪庵小年代記)

出典:山梨県強靭化計画(平成27年12月)



宝永噴火の噴出物堆積層厚実績図

江戸時代の宝永噴火は、富士山の噴火史上における最大規模の噴火の一つである。

宝永噴火は南東斜面からプリニー式噴火が始まり、その火口は山頂火口よりも大きく、噴火は爆発的なものであったと考えられている。噴出したマグマの総量は約7億m<sup>3</sup>と推定されている。

出典:内閣府ホームページ 富士山火山防災協議会 防災業務用マップ 実績図

# 第3章 脆弱性評価

大規模自然災害等に対する脆弱性の評価は、リスクに対して現状のどこに脆弱性があるかを検討するものです。

本市を強靭化するために必要な施策を、効率的・効果的に実施するためには必要不可欠なプロセスとなります。

## 第1節 脆弱性評価の手順

国土強靭化地域計画策定改定ガイドライン(第2版)に基づき、以下の手順により脆弱性評価を行いました。

- ①対象とする大規模自然災害に対して、事前に備えるべき目標を設定
- ②目標の妨げとなる事態として、27の「起きてはならない最悪の事態」を設定
- ③最悪の事態を回避するために必要な6つの個別施策分野を設定
- ④縦軸に27の事態、横軸に個別施策分野を設けた「マトリクス表」を作成し、最悪の事態の回避に寄与する施策や事業とその進捗率を整理
- ⑤「マトリクス表」を用いて、最悪の事態を回避するためには、現状のどこに問題があり、どのような取組が必要かを分析する脆弱性評価を実施

### 1 事前に備えるべき目標の設定

基本目標を実現するために、事前に取り組み、備えるための目標は、次の6項目とします。

- ①直接死を最大限防ぐ
- ②救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- ③必要不可欠な行政機能を確保する
- ④経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑤情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
- ⑥社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

前項で設定した6つの「事前に備えるべき目標」と国の基本計画に設定されている35の「起きてはならない最悪の事態」を参照して、本市の想定される災害と地域特性を踏まえ、以下に掲げる27の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態
1 直接死を最大限防ぐ		1-1 大規模地震に伴う住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊及び大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-2 豪雨等による突発的又は広域的かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴う物を含む)
		1-3 大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など)等による多数の死傷者の発生
		1-4 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ		2-1 交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資がいきわたらない事態
		2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-4 加納岩病院、山梨厚生病院、牧丘病院の医療機能の麻痺
		2-5 想定を超える大量かつ長期の観光客を含む帰宅困難者へ水、食料、休憩場所等の供給不足の発生による混乱
		2-6 富士山噴火の影響により、飛灰の蓄積・道路通行不良が発生し、県東部エリア及び県外からの避難者受入困難事態
		2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-8 大規模な自然災害と被災地における疾病・感染症等の広域的な発生
3 必要不可欠な行政機能を確保する		3-1 信号機の全面停止等による交通事故・交通渋滞の多発
		3-2 生活インフラの寸断により地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大転倒

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態
4 経済活動を機能不全に陥らせない		4-1 サプライチェーン(物流における供給連鎖)の寸断による企業の生産力・経営執行力低下による経営の悪化や倒産
		4-2 食料等の安定供給の停滞
		4-3 異常渇水による用水供給に伴う、生産活動への甚大な影響
		4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる		5-1 テレビ・ラジオ放送の中止や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2 電力・石油・LPガス等サプライチェーンの長期間・大規模にわたる機能の停止
		5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-4 主要幹線道路や鉄道が分断する等、基幹的交通ネットワーク機能停止。または、市外との交通の遮断による物流・人流への甚大な影響
6 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する		6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		6-2 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		6-3 河川周辺の地盤沈下・液状化等による広域にわたる浸水被害や山間部の土砂災害発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		6-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		6-5 風評被害等による市内経済への甚大な被害

脆弱性評価は、強靭化に関する施策の分野ごとに行うこととされており(基本法第17条第4項)、個別政策分野として①行政機能、②住環境、③交通防災、④福祉、⑤産業、⑥教育の6分野、横断的分野として、①老朽化対策、②リスクコミュニケーション、③デジタル活用、④人材育成、⑤官民連携の5分野を設定しました。

施策分野		分野ごとの主な施策内容
個別施策分野	①行政機能	行政機能の維持に係る施策
	②住環境	住宅や建築物の安全に係る施策 市街地等の整備などに係る施策 上下水道の強化などに係る施策 災害廃棄物等の処理に係る施策 エネルギーの確保に係る施策
	③交通防災	主要道路等の整備に係る施策 交通政策に係る施策 防災意識の向上や地域の防災力向上に係る施策 住民の避難行動や避難所に係る施策
	④福祉	医療施設、福祉施設の安全や機能維持に係る施策 災害時の医療、保健衛生活動に係る施策
	⑤産業	農林業の振興に係る施策 商工業の振興に係る施策 事業所の安全対策に係る施策 観光施設の安全や機能維持に係る施策 定住促進に係る施策
	⑥教育	学校施設の安全、防災教育に係る施策 生涯学習施設の安全に係る施策
横断的分野	①老朽化対策	公共施設の適切な維持管理、更新に係る施策
	②リスクコミュニケーション	市民との防災意識の共有に係る施策
	③デジタル活用	デジタル技術の活用に係る施策
	④人材育成	人材育成による地域防災力の強化に係る施策
	⑤官民連携	災害支援体制の充実に係る施策

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策や事業について、現在の取組状況を把握するために、縦軸に27の最悪の事態、横軸に個別施策分野を設けた「マトリクス表」を作成し、それぞれの枠に、事態回避に寄与する施策や事業とその進捗率を記載しました。なお、事態回避に寄与する施策や事業は、事前防災を主な目的としない取組も含めて、幅広い行政目的の施策を対象としています。

### 「マトリクス表」による分析・評価イメージ

事前に備えるべき6の目標	27の起きてはならない最悪の事態	個別施策分野（6分野）						「起きてはならない最悪の事態」を回避するという観点からの、現在取り組んでいる施策の評価
		①行政機能	②住環境分野	③交通防災分野	④福祉分野	⑤産業分野	⑥教育分野	
1. 直接死を最大限防ぐ	1-1大規模地震に伴う住宅・建物・交通施設等の複合的大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊及び大規模火災による多数の死傷者の発生 1-2豪雨等による突発的又は広域のかつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者 1-3...	公共施設の防災機能強化	行政機能継続体制の強化					○令和6年度に災害協定3件を締結した。 ○主に市民からの苦情に基づく管理不全の空家について、令和6年度は20件の助言指導を行った。 ...
2. 救助・救急・医療活動が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確保することにより、間接死を最大限防ぐ	2-1交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資がいきわたりない事態 2-2...	...						○水防団活動に必要な研修案内を団員に行い、「ドローン基礎研修」など8つの研修へ参加了。 ...
3. ...	3-1...							...
6の個別施策分野								
5の横断的分野		【老朽化対策】	○...					
		【リスクコミュニケーション】	○...					
		【デジタル活用】	○...					
		【人材育成】	○...					
		【官民連携】	○...					

脆弱性の分析・評価に係る一覧性、効率性を確保する観点から、それぞれの事態と施策分野(横軸と縦軸)が交差するごとに、現在実施している施策をあてはめ、それらの進捗や課題を踏まえ、中長期的視点も取り入れながら脆弱性の分析を行いました。

また、施策が施策の目標まで到達した状態を想定し、「起きてはならない最悪の事態」の回避が可能であるか、不可能である場合に何が足りないかを分析するとともに、当該事態の回避に向けて、現状を改善するために何が課題であり、今後どのような施策を導入すべきかについて分析・整理し、必要に応じ、他の主体(国、県、民間事業者、市民等)との連携などを含めました。

その上で、影響度の大きさ、緊急度、現行の取り組みの達成度などを踏まえ、プログラムごとに脆弱性を総合的に分析・評価しました。

### 脆弱性評価のポイント

- 「起きてはならない最悪の事態」を回避するために何が必要か
- ハード整備とソフト対策を適切に組み合わせているか
- 国、県、市、民間事業者の取組が効果的に連携できているか
- 事前防災を主な目的としない施策も活用できているか
- 住民主体の地域防災力を向上するための取組を重視できているか
- 代替性、冗長性等が確保できているか(例:通信手段の複数化)

各プログラムの達成度や進捗度を把握するため、重要業績指標(KPI:Key Performance Indicator)を設定しました。

重要業績指標は、プログラムとの関連性が高く、事態回避に寄与が大きいものをマトリクス表より選定しました。

なお、進捗率の現状値は把握する直近値とし、数値化が困難な指標は実施時期や進捗状況を記載しました。

脆弱性評価結果は、以下のとおりです。

### 1 直接死を最大限防ぐ

#### 1-1 大規模地震に伴う住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊及び大規模火災による多数の死傷者の発生

- ・インフラの長寿命化計画や耐震改修促進計画に沿った着実な進捗と適正な維持管理を行う必要があります。
- ・住宅の耐震化を進める補助金制度を実施していますが、耐震化率は伸び悩んでいる状況です。住宅の倒壊による死傷者を出さないためには、更なる住宅の耐震化率を上げる必要があります。
- ・現在空き家となっている住宅を把握し、所有者の特定や取り壊しなどを進め、災害時の被害拡大を抑える必要があります。
- ・学校施設の耐震化と天井等落下防止対策は完了していますが、引き続き避難所として利用するための地震対策を実施する必要があります。
- ・市は、学校施設を引き続き避難所として利用するための物資備蓄など地震対策を行う必要があります。
- ・医療施設、社会福祉施設、社会体育施設、社会教育施設など、不特定多数が集まる、これらの施設は災害時における避難場所や災害対策の拠点施設として利用されることもあることから、耐震化の一層の促進を図る必要があります。
- ・山梨市公共施設マネジメント計画に基づき、廃止解体も踏まえた計画的な維持保全を進めることで、施設の老朽化に適切に対応していく必要があります。
- ・老朽化している公営住宅について、居住者の生命の安全を確保するため定期的な点検を行うとともに、長期的な視点に立った適正な管理や更新を行う必要があります。
- ・一般住宅、公営住宅の居室における家具の固定を推進する必要があります。
- ・大規模地震災害や火災から人命の保護を図るため常備消防の機能強化を図るとともに、平時から火災予防、被害軽減のための取り組み推進及び広域的な連携体制を構築する必要があります。
- ・地震発生に伴い、避難場所として指定避難所を確保し普段から住民に周知するとともに、避難行動要支援者(高齢者、障害者、乳産婦、乳幼児等のうち、避難等に支援が必要な者)への配慮を行った避難所のあり方や対応について検討する必要があります。
- ・良好な市街地環境の整備とともに災害に強い市街地の形成を図るために、山梨駅前土地区画整理事業が完成し、一定の成果があるが、依然として密集した市街地や低未利用地が多く存在していることから、災害に強い良好で健全な市街地環境を形成するため、土地区画整理事業の実施を推進していく必要があります。
- ・大規模災害発生時に電柱や電線類の倒壊による通行障害を防止するため、電線類の地中化を、市街地を中心に進めてきており、引き続き推進していく必要があります。

## 1-1 大規模地震に伴う住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊及び大規模火災発生による多数の死傷者の発生

- ・市民の就業の場である民間事業所等の倒壊による死傷者を出さないことおよび市民の雇用の場を確保するために、民間事業所等の耐震化の取り組みを支援する必要があります。
- ・大規模地震災害や火災から身を守るために、家具の転倒防止策や身を守る行動のとり方等について、学校や職場、地域の自治会等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要があります。
- ・避難行動要支援者の避難場所として、高齢者施設、児童福祉施設及び障害者福祉施設の利用の促進及び緊急入所ができる体制を検討する必要があります。
- ・地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救急、救援など災害時の応急対策に必要な各分野において、近隣市町村等や民間事業者等との災害時応援協定の締結、平時からの連携を推進する必要があります。

### 【重要業績指標(KPI)】

・住宅の耐震化率	***% (R7)	→	95% (R12)
・特定建築物等の耐震化率	***% (R7)	→	***% (R12)
・市有建築物の耐震化率	100% (R7)		
・山梨地域の地区公民館耐震補強済箇所数	7公民館		
・災害発生時の避難場所を知っている市民の割合	79.3% (R7)	→	95% (R12)
・小、中学校、校舎・屋内運動場耐震化率	100% (R7)		

## 1-2 豪雨等による突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

- ・土砂災害・洪水ハザードマップを活用した避難体制の確立と住民への周知を行う必要があります。
- ・洪水時等の避難を円滑にする為のハザードマップの更新などソフト対策を推進する必要があります。  
(※ハザードマップについては、平成24年度に作成、令和7年度更新)
- ・河川、水路、農業水利施設については、老朽化対策や適正な維持管理を行う必要があります。
- ・洪水ハザードマップで想定している広範囲な浸水地域の減災方法等について、国県等の関係機関と協力して実施する必要があります。
- ・公共施設及び避難場所等の設置については、水害・土砂災害などを避ける場所に立地する必要があります。
- ・水防団の充実強化等による人材育成、適切な組織体制を構築・運営し、水防資機材の整備等水防対策を推進する必要があります。
- ・大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保・機能の拡充・強化をする必要があります。  
また、市内に2つある多目的ダム及び日川上流にある上日川ダムについて、放流等の際には、地域住民の安全を図るために県、関係市町村及び防災関係機関との密接な連携を図り洪水による被害を防ぐ必要があります。
- ・国、県と連携し、ハード整備とソフト対策を組み合わせた適正な対策をとる必要があります。

## 1-2 豪雨等による突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

- ・人命に直接的な影響のある避難施設等については、定期的な点検を行うとともに、迅速に応急復旧ができる要員及び資機材の確保、防災施設の整備拡充については地域防災計画に基づいて行う必要があります。
- ・災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、消防団の充実強化を促進していく必要があります。また、身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育を推進する必要があります。

### 【重要業績指標(KPI)】

- ・災害発生時の避難場所を知っている市民の割合 79.3% (R7) → 95% (R12)
- ・耐震補強を実施した橋梁の数 5橋 (R7) 【現状値】  
・公共施設耐震化数 52施設 (R7)  
・市有建築物の耐震化率 100% (R7)

## 1-3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

- ・土砂災害・洪水ハザードマップの更新や住民への周知徹底を図ることにより、警戒避難体制の整備を促進する必要があります。
- ・土砂災害に対する定期的な避難訓練や防災教育による防災意識の醸成を図ることが必要です。また、地域の連帯感やコミュニティの醸成を図るために、自主防災組織の強化を推進する必要があります。
- ・危険箇所の日常点検を実施するとともに、国県の施策等の効果的な活用を図りながら、緊急性の高いものから急傾斜地崩壊防止施設等を整備する必要があります。
- ・様々な関係機関が連携してハード整備の着実な推進とともに、ソフト対策として警戒避難体制の確立を図る必要があります。
- ・土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制を定めるとともに、有効な警戒避難情報等の伝達方法を確立する必要があります。
- ・土砂災害の発生に伴い、市民の安全を確保するとともに、被災者を一時収容するため、予め安全な場所や避難のための道路を確保しておく必要があります。
- ・農地の荒廃を防ぐため農業生産基盤の整備や地域の共同活動の支援を継続して実施し、優良な農地を確保する必要があります。

### 1-3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

- ・土砂災害・洪水ハザードマップの更新や住民への周知徹底を図ることにより、警戒避難体制の整備を促進する必要があります。
- ・土砂災害に対する定期的な避難訓練や防災教育による防災意識の醸成を図ることが必要です。また、地域の連帯感やコミュニティの醸成を図るため、自主防災組織の強化を推進する必要があります。
- ・危険箇所の日常点検を実施するとともに、国県の施策等の効果的な活用を図りながら、緊急性の高いものから急傾斜地崩壊防止施設等を整備する必要があります。
- ・様々な関係機関が連携してハード整備の着実な推進とともに、ソフト対策として警戒避難体制の確立を図る必要があります。
- ・土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制を定めるとともに、有効な警戒避難情報等の伝達方法を確立する必要があります。
- ・土砂災害の発生に伴い、市民の安全を確保するとともに、被災者を一時収容するため、予め安全な場所や避難のための道路を確保しておく必要があります。
- ・農地の荒廃を防ぐため農業生産基盤の整備や地域の共同活動の支援を継続して実施し、優良な農地を確保する必要があります。

#### 【重要業績指標(KPI)】

- ・災害発生時の避難場所を知っている市民の割合 79.3% (R7) → 95% (R12)
- ・自主防災組織の数 88区 (R7)
- ・自主防災組織が行う防災訓練への参加の総数 14,953人 (R7) 【現状値】
- ・農地の耕作放棄率 13.0% (R7)
- ・多面的機能支払交付金による取り組み面積 686.2ha (R7)
- ・中山間地域等直接支払制度に係る協定面積 292.7ha (R7)

### 1-4 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

- ・積雪時には道路交通麻痺の回避を目的とした計画的な除排雪を行う必要があるため、他自治体との連携を推進する必要があります。
- ・高齢者、障害者、妊娠婦、乳幼児などの要配慮者に被害が及ばないように関係機関との情報共有体制について検討する必要があります。
- ・雪害等の災害時に道路啓開等を担う建設業の担い手の確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要があります。
- ・地域における雪かきは、自助・共助が基本となり、特に近隣での助け合いが有効なため、共助の重要性について、市民一人一人の協力が得られるよう周知と啓発を行う必要があります。

#### 【重要業績指標(KPI)】

- ・災害時応援協定等の締結数 53件 (R7)

## 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

### 2-1 交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資がいきわたらない事態

- 幹線道路等の分断による影響は多岐に渡ることから、国県市の関係部署及び建設事務所と連携し、道路補強を進める必要があります。
- 交通インフラを強化し、複数の輸送ルートを確保することにより物流の停止を防ぎ、代替性を確保する必要があります。
- 避難の長期化に備え、適切な備蓄管理体制を維持していく必要があります。

#### 【重要業績指標(KPI)】

- 災害時における食糧、飲料水、生活物資の供給に関する協定 11件(R7)
- 災害時における燃料等の供給に関する協定 3件(R7)

### 2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

- 幹線道路等の分断による影響は多岐に渡ることから、国県の関係部署と連携を強化し、道路補強を推進する必要があります。
- 道路の震災対策や緊急輸送道路の耐震化対策を着実に推進する必要があります。
- 孤立する恐れのある集落等では、地域での住民による生活物資の備蓄を強化し、孤立時の生活の確保をする必要があります。
- 市は、孤立する恐れのある集落等にヘリポート機能を確保し、孤立時の行政サービスの確保を推進する必要があります。また、ヘリコプターの離着陸を誘導する訓練を行って備える必要があります。

#### 【重要業績指標(KPI)】

- 災害時応援協定等の締結数 53件(R7)→ 60件(R12)
- 耐震補強を実施した橋梁の数 5橋(R7)

### 2-3 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

- 市内の災害拠点病院等である加納岩総合病院、山梨厚生病院、牧丘病院を中心とする災害医療体制を確立します。
- 災害拠点病院等への緊急車両の通行及び物資搬入路の確保については、災害時に予想される渋滞等を考慮して、被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するため、警察など関係機関と連携を密にするとともに、医療圏全体を考慮した緊急輸送ネットワークの整備に努める必要があります。
- ヘリポートの整備など、空路による緊急輸送を強化する必要があります。
- 災害時の医療確保のため、関係機関間の情報共有化を図るとともに、平時から実災害を想定した災害対応訓練を近隣自治体や周辺医療機関との連携により実施する必要があります。
- 民間の診療所や薬局においても、建物の耐震化、治療機器や薬品保管庫の固定など、県と市および医師会や薬剤師会などと連携して、医療機能の確保をする必要があります。

#### 【重要業績指標(KPI)】

- 災害時における医療救護活動の支援、資機材の供給に関する協定 5件(R7)

## 2-4 加納岩総合病院、山梨厚生病院、牧丘病院の医療機能の麻痺

- ・加納岩総合病院、山梨厚生病院、牧丘病院は、山梨市の医療を担う病院であることはもちろん、災害時における地域災害拠点病院、地域災害支援病院として被災者に対して医療を提供していく必要があります。
- ・広域的かつ大規模な災害により、医療需要が医療供給を大きく上回る事態に対応するため、患者の重症度や緊急度によって治療の優先順位を決める体制について、関係機関と協力のうえ構築する必要があります。
- ・災害時の医療機能を提供するため、医療施設の地震対策を着実に推進する必要があります。
- ・災害時の医療確保のため、関係機関間の情報共有化を図るとともに、平時から実災害を想定した災害対応訓練を近隣自治体や周辺医療機関との連携により実施する必要があります。(2-3再掲)
- ・大規模自然災害に備え、3病院の来院者や入院患者及び医療提供を継続するための職員に対する緊急時の飲食料、非常電源用の燃料等の確保及び調達手段を確立する必要があります。

### 【重要業績指標(KPI)】

- ・3病院の耐震化率 95.3% (R7)【現状値】
- ・3病院の食料等備蓄量 3日分
- ・災害時における医療救護活動の支援、資機材の供給に関する協定 5件 (R7)

## 2-5 想定を超える大量かつ長期の観光客を含む帰宅困難者へ水、食料、休憩場所等の供給不足の発生による混乱

- ・避難所における大量かつ長期の観光客を含む帰宅困難者に対する食料確保に対応するため、市内の農業生産者組織や食料品スーパー等と協定を結ぶ必要があります。
- ・集客施設や駅等に帰宅困難者が発生した場合は、適切な避難及び誘導が出来るように、一時滞在施設の確保について協定の締結などを推進する必要があります。
- ・企業、商業施設に対し、来場者や従業員等を一定期間収容するための食料・飲料水及び生活必需品の備蓄や安否確認の体制整備を要請する必要があります。
- ・観光協会等と連携した帰宅困難者対策を推進する必要があります。

### 【重要業績指標(KPI)】

- ・災害時における食糧、飲料水、生活物資の供給に関する協定 11件 (R7)

## 2-6 富士山噴火の影響により、飛灰の蓄積・道路通行不良が発生し、県東部エリア及び県外からの避難者受入困難事態

- ・富士山噴火災害については、市町村を越えた避難が想定されるため、対応力の強化に向けて周辺市町村や民間団体との避難・輸送の支援協定を検討する必要があります。
- ・企業、商業施設に対し、来場者や従業員等を一定期間収容するための食料・飲料水及び生活必需品の備蓄や安否確認の体制整備を図る必要があります。(2-5再掲)

### 【重要業績指標(KPI)】

- ・災害時応援協定等の締結数 53件 (R7)

## 2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

- ・避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、資機材の準備や更新、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を進める必要があります。特に、学校施設の多くが指定避難所に指定されていることを踏まえ、非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保とともに、トイレ(ドライ化・洋式化等)や自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化など避難所としての防災機能を強化する必要があります。
- ・避難所の自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者等も配慮した事前の利用計画策定を推進する必要があります。
- ・一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保していく必要があります。
- ・地区防災計画の普及・啓発等により、住民の自発的な行動計画策定を促すとともに、学校や職場、自治会等の自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要があります。

### 【重要業績指標(KPI)】

- ・予防接種の接種率（インフルエンザ） 54.50% (R6)

## 2-8 大規模な自然災害と被災地における疫病・感染症等の広域的な発生

- ・感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する必要があります。
- ・消毒、害虫駆除や、被災者の生活空間の衛生管理など、平時から感染防止処理体制の構築をしておく必要があります。
- ・避難所でのノロウイルスやインフルエンザ、新型コロナウイルス等の流行に備え、避難者の健康状態のチェック、施設の消毒、マスクの配布、手洗いの推奨など、対応体制を確立するとともに、平時から啓発や関係用品等の備蓄を進める必要があります。
- ・感染情報を必要に応じて市内関係機関へ情報提供を行うなど、関係行政機関や民間事業者等との協力体制を推進する必要があります。

### 【重要業績指標(KPI)】

- ・予防接種の接種率（インフルエンザ） 54.50% (R6)



### 3 必要不可欠な行政機能を確保する

#### 3-1 信号機の全面停止等による交通事故・交通渋滞の多発

- ・交通事故や渋滞による交通麻痺を回避し、行政による災害対応行動を確保するために、関係機関と連携して停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備を促進する必要があります。

##### 【重要業績指標(KPI)】

- ・信号機電源付加装置 1か所【現状値】

#### 3-2 生活インフラの寸断により地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- ・市庁舎等の機能不全は、すべての局面に対する回復に直接的に影響することから、いかなる大規模災害時においても必要な機能を維持する必要があります。
- ・庁舎が機能不全に陥った場合の行政機能を維持するため、代替機能を構築する必要があります。
- ・大規模自然災害により、多くの職員や職員の家族が被災、交通麻痺で職員が庁舎に参集できることにより、行政機能が損なわれることを回避するため、連絡手段の確保や、参集途上での情報収集伝達手段を確保するため、様々な事態を想定した訓練等の必要があります。
- ・災害時に庁舎が被災したときにおいても、市の業務を遂行する上で重要な役割を担う情報システムの機能を維持する必要があります。また、「ICT部門を含む事業継続計画(BCP)」の策定など計画的に進める体制作りを推進する必要があります。
- ・地域防災計画の見直しや事業継続計画(BCP)の策定を行うことにより、災害対策体制の機能強化を図る必要があります。(地域防災計画:見直し中、事業継続計画(BCP):策定中)
- ・災害時に職員や関係者が長期にわたって庁舎に宿泊・滞在することが考えられることから業務を行う人の飲料水・食料の備蓄。寝袋や簡易ベッドなど宿泊できる体制を構築する必要があります。

##### 【重要業績指標(KPI)】

- ・指定避難所となっている公共施設の耐震化率 97.5% (R7)
- ・市有建築物の耐震化率 100% (R7)



## 4 経済活動を機能不全に陥らせない。

### 4-1 サプライチェーン(物流における供給連鎖)の寸断による企業の生産力・経営執行力低下による経営の悪化や倒産

- ・大規模自然災害後であっても経済活動に多大な影響を与えないためには、市と首都圏を結ぶ交通インフラを強化し、複数のルートを確保することにより物流の停止を防ぎ、代替性を確保する必要があります。(2-1再掲)
- ・製品の供給体制の維持や、燃料・材料供給ルートの確保のため、道路の震災対策や緊急輸送道路の耐震化、洪水・土砂災害対策を着実に推進する必要があります。
- ・大規模自然災害による食料不足に備え、良好な農地環境の保全、担い手の育成対策、農産物加工の継続など、強靭な農業生産基盤の整備を促進する必要があります。
- ・太陽光発電、燃料電池・蓄電池など代替電力の普及促進により、生産停止に陥らない多様なエネルギー調達手段を確保する必要があります。
- ・大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するためには、市と商工会が共同で策定する事業継続力強化支援計画に基づき、民間企業における事業継続計画(BCP)策定・活用の促進を図るため支援を行う必要があります。

【重要業績指標(KPI)】自然エネルギー、省エネルギー補助金を利用した家庭数【令和6年度19件】

・再生可能エネルギー・クリーンエネルギーによる最大合計出力 49,742kW(R7)【R7年3月時点】

### 4-2 食料等の安定供給の停滞

- ・大規模自然災害による食料不足に備え、良好な農地環境の保全、担い手の育成対策、農産物加工の継続など、強靭な農業生産基盤の整備を促進する必要があります。(5-1再掲)
- ・平時の取り組みから産地における競争力の強化、物流インフラの整備、物流コストの削減、遊休農地対策などを実施することで、産業全体の体质強化を図る必要があります。
- ・耕作放棄地の有効活用に向けて、引き続き農業生産基盤の整備及び関連する支援策を一体的に実施することにより、耕作放棄地の発生防止、解消を図るとともに、農業のもつ多面的機能が十分に發揮されるよう事業を推進する必要があります。
- ・畠地帯総合整備事業等により、引き続き生産基盤の総合的な強化を図り、担い手への農地集積、集約化や生産性の向上、農家経営の安定化を図る必要があります。
- ・各学校において、災害時の非常食を備蓄し、災害発生時等に帰宅困難者へ提供する必要があります。

【重要業績指標】

・災害時における食糧、飲料水、生活物資の供給に関する協定 11件(R7)【現状値】

・農地の耕作放棄率 13.0% (R7)

・多面的機能支払交付金による取り組み面積 686.2ha (R7)【現状値】

・中山間地域等直接支払制度に係る協定面積 292.7ha (R7)【現状値】

#### 4-3 異常渇水による用水供給に伴う、生活活動への甚大な影響

- ・上水道、農業水利施設の耐震化等の耐災害性強化対策や長寿命化も含めた戦略的な維持管理・機能強化、供給支障発生時の早期復旧を可能とするためのデジタル技術を活用した遠隔監視等を進める必要があります。
- ・大規模災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制を整備するとともに、節水に関する指導助言等、総合的に渇水対策を実施する必要があります。
- ・災害時に被災した水道施設の応急復旧や応急給水、工業・農業用水との調節による水道原水のバックアップが円滑にできるよう、水道施設台帳のデジタル化、情報連絡・活動体制に係る訓練、応急給水施設の整備、資器材の確保等の強化を総合的に図る必要があります。
- ・気候変動等の影響により、渇水が更に深刻化するおそれがある事をふまえ、関係者が連携して渇水による影響・被害を想定した上で、渇水による被害を軽減するための対策や危機時の代替水源の確保等に取組むとともに、持続的な地下水の保全・利用及び雨水・再生水利用を推進する必要があります。
- ・工業・農業・水道用水の供給不足が生じた場合における、限られた水量でそれぞれの生産活動・生活への影響を最小限に抑えるための相互融通、バックアップ体制を事前に構築する必要があります。

##### 【重要業績指標(KPI)】

- ・笛吹川農水の調整池設置個所数 5箇所(R7)【現状値】

#### 4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

- ・防災に繋がる農業の多面的機能の維持・発揮を図るため、中山間地域などの農業生産条件が不利な地域において、協定に基づく農業生産活動等を支援していく必要があります。
- ・市の面積の80%を占める森林を健全な状態に管理し、公益的機能の高度発揮につなげるため、植栽、保育、間伐等を実施しています。森林の病害虫の駆除、火災防止活動等と併せて効果的に実施する必要があります。
- ・耕作放棄地の有効活用に向けて、引き続き農業生産基盤の整備及び関連する支援策を一体的に実施することにより、耕作放棄地の発生防止、解消を図るとともに、農業のもつ多面的機能が十分に発揮されるよう事業を推進する必要があります。
- ・畠地帯総合整備事業等により、引き続き生産基盤の総合的な強化を図り、担い手への農地集積、集約化や生産性の向上、農家経営の安定化を図る必要があります。

##### 【重要業績指標(KPI)】

- ・農地の耕作放棄率 13.0% (R7)
- ・多面的機能支払交付金による取り組み面積 686.2ha (R7)【現状値】
- ・中山間地域等直接支払制度に係る協定面積 292.7ha (R7)【現状値】

## 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

### 5-1 テレビ・ラジオ放送の中止や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

- ・情報伝達の重要性を認識し、防災防犯メール、エリアメール、ソーシャルメディアなど多様な情報伝達手段の構築を行いました。今後も各情報伝達体制を検証して確実な情報伝達と効果的な運用を行う必要があります。
- ・通信インフラ等が被害を受けないよう洪水対策・土砂災害対策等を進める必要があります。
- ・通信インフラ等が大規模災害時に機能不全を起こさぬよう保守点検等を継続的に行う必要があります。
- ・大規模自然災害後であっても経済活動に多大な影響を与えないためには、正確な情報提供体制や被害情報収集体制の構築、通信機能の強化等を行う必要があります。
- ・公共施設における電力の供給停止は、災害対策に対する直接的な影響や避難所運営に支障を来たすなど様々な影響が考えられることから、太陽光発電など代替電力の普及促進を図る必要があります。
- ・電力供給停止に備え、自家発電装置など非常時バックアップ体制の整備を迅速に促進する必要があります。
- ・企業や一般住宅においても、自然エネルギー、省エネルギー、太陽光発電、住宅用燃料電池・蓄電池等の代替電力を普及促進するとともに、支援策を検討する必要があります。

#### 【重要業績指標(KPI)】

- |                               |   |
|-------------------------------|---|
| ・災害情報の伝達方法                    | 10種類【現状値】<br>(防災行政無線、防災アプリ、エリアメール、ホームページ、Lアラート、X、フェイスブック、Line、CATV、ヤフー) |
| ・再生可能エネルギー・クリーンエネルギーによる最大合計出力 | 49,742kW(R7)【R7年3月時点】   |
| ・太陽光発電を設置している公共施設の数           | 17施設(R7)  |

### 5-2 電気・石油・LPガス等サプライチェーンの長期間・大規模にわたる機能の停止

- ・大規模な災害による停電時に、迅速な復旧を実施しつつ、エネルギーが必要な被災者に円滑に電力を供給することを可能とする連携体制を構築する必要があります。
- ・大規模災害による停電時にも、自立運営が可能な機能を有する街、避難所等の整備を進める必要があります。その際、再生可能エネルギーや廃棄物処理から回収できるエネルギー等、多様なエネルギーを活用しながら進める必要があります。
- ・再生可能エネルギー、コジェネレーションシステム、LPガス等の活用、蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭や、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進、形成等を通じ、自立・分散型エネルギーを導入するなど、災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進する必要があります。
- ・燃料等の供給ルートを確実に確保するため、輸送基盤の災害対策を推進するとともに、発災後の迅速な輸送経路の啓閉に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実や、関係機関の連携体制の整備を推進する必要があります。

## 5-2 電気・石油・LPガス等サプライチェーンの長期間・大規模にわたる機能の停止

- ・SSの燃料在庫能力の強化や災害訓練等を通じ、災害時に地域のエネルギー拠点となるSS・LPガス充填所等の災害対応力の強化を推進するほか、燃料供給のサプライチェーン維持のため、いわゆるSS過疎地問題の解決に向けた対策を推進するほか、燃料備蓄など需要家側の対策についても支援を強化する必要があります。
  - ・市と首都圏を結ぶ交通インフラを強化し、複数のルートを確保することにより物流の停止を防ぐ必要があります。
  - ・首都直下地震等、首都圏における電気、ガス、燃料などの供給を想定し、災害協定の締結など、緊急時エネルギー供給体制を整備する必要があります。
  - ・住宅・地域への自立型電源の普及や支援促進のための取り組みを進める必要があります。
  - ・高断熱建材の使用など省エネ性能に優れた住宅等への建て替えを推進する必要があります。
  - ・山梨市学校給食センターを災害時の緊急食糧基地として位置づけ、ライフラインが停止した場合においては非常用発電装置による炊き出しを実施する必要があります。
- |                               |                       |
|-------------------------------|-----------------------|
| ・再生可能エネルギー・クリーンエネルギーによる最大合計出力 | 49,742kW(R7)【R7年3月時点】 |
| ・災害時における燃料等の供給に関する協定          | 1件(R7)【現状値】           |
| ・耐震補強を実施した橋梁の数                | 5橋(R7)【現状値】           |

## 5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

- ・上水道の耐震化を引き続き進めるとともに、水道ビジョンに基づき、適切な維持管理体制を確立する必要があります。
- ・大規模自然災害に対応するため、広域的な応援体制を整備するとともに、雨水の利用、防災井戸の設置、飲料水の備蓄など代替性の確保について検討する必要があります。
- ・下水道の管渠についてはL2地震動にも耐える耐震性を有していますが、管渠とマンホールの接合部に関して地震対策を行う必要があります。
- ・災害時の避難所、防災拠点、医療機関でマンホールトイレが使用可能な施設の整備を進める必要があります。
- ・マンホールポンプ施設の停電時の運転体制の強化等を行う必要があります。
- ・市が管理する浄化槽において、管理体制の強化、被災時の早期復旧など維持管理体制についてマニュアル化する必要があります。

### 【重要業績指標(KPI)】

- ・災害時における水道施設等の応急対策業務に関する協定 1件(R7)【現状値】

#### 5-4 主要幹線道路や鉄道が分断する等、基幹的交通ネットワーク機能停止。または、市外との交通の遮断による物流・人流への甚大な影響

- ・住宅の倒壊による死傷者及び交通麻痺を回避するため、幹線道路や生活道路、緊急輸送道路周辺における住宅の耐震化について、国庫補助などを活用し、住宅の耐震化率を上げる必要があります。
- ・店舗や倉庫など住宅以外の建築物について、耐震化率を上げる必要があります。
- ・現在空き家となっている住宅を把握し、所有者の特定や取り壊しなどを進め、災害時の被害拡大を抑える必要があります。(1-1再掲)
- ・建設協力会との災害時応援協定など、平時から関係機関等との連携強化を進めることにより、被災時における迅速な道路復旧体制を確立する必要があります。
- ・緊急輸送道路などにおける緊急時の避難行動について、住民にルールを周知するとともに、避難行動における自助・共助による「ソフトパワー」の重要性について意識の醸成を推進する必要があります。
- ・鉄道の分断についても、代替機能の確保について検討するとともに鉄道事業者やバス事業者など関係機関との連携強化を図る必要があります。
- ・道路や橋梁等の震災対策や緊急輸送道路の耐震化、洪水・土砂災害対策を着実に推進する必要があります。
- ・幹線道路等の分断による影響は多岐に渡ることから、国県市の関係部署及び建設事務所と連携し、道路補強を進める必要があります。(2-1再掲)災害時の非常事態に対応する交通の確保が必要であるため、引き続き生活道路の整備を推進する必要があります。
- ・橋梁などの老朽化対策と既存道路の改良などを推進していく必要があります。

#### 【重要業績指標(KPI)】

- ・住宅の耐震化率 72.6% (R7) → 95% (R12)
- ・災害発生時の避難場所を知っている市民の割合 79.3% (R7) → 95% (R12)
- ・災害時応援協定等の締結数 53件 (R7) → 60件 (R12)
- ・耐震補強を実施した橋梁の数 5橋 (R7) 【現状値】



## 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

### 6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

- ・災害廃棄物の一時保管場所については公共施設や市有地などを中心に、平時活用と災害時対応の両面を考慮し、予め選定・確保しておく必要があります。
- ・災害廃棄物の広域的な処理応援協定等を結ぶことにより、処理能力の確保を行う必要があります。
- ・屎尿処理施設について災害に強い構造にするとともに被災後も早期復旧することにより廃棄物の停滞を少なくする必要があります。

#### 【重要業績指標(KPI)】

- ・災害時応援協定等の締結数 53件 (R7)【現状値】

### 6-2 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ・自主防災組織の強化や消防団員の確保など、地域コミュニティの連帯感の醸成を図り災害に強い地域づくりを行う必要があります。
- ・定期的な防災訓練の実施や防災教育の充実など、災害が起きたときの対応力向上のために必要な地域防災力を強化する必要があります。
- ・防災に限らず、様々なテーマでの地域づくり・まちづくりの地域活動を支援する必要があります。

#### 【重要業績指標(KPI)】

- ・災害発生時の避難場所を知っている市民の割合 79.3% (R7) → 95% (R12)
- ・自主防災組織の数 88区 (R7)
- ・自主防災組織が行う防災訓練への参加の総数 14,953人 (R7)【現状値】
- ・消防団員の充足率 95.0% (R7)

### 6-3 河川周辺の地盤沈下・液状化等による広域にわたる浸水被害や山間部の土砂災害発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ・土砂災害・洪水ハザードマップ及び避難計画を活用した避難体制の確立と住民への周知徹底を図り有事に備える必要があります。
- ・予め安全な避難場所や避難所を確保するとともに、避難のための道路の確保を推進する必要があります。
- ・液状化の発生時においては、市民の安全を確保するとともに、被災者を一時収容するため、予め安全な場所や避難のための道路を確保しておく必要があります。

### 6-3 河川周辺の地盤沈下・液状化等による広域にわたる浸水被害や山間部の土砂災害発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ・平時から、防災情報について積極的な発信を行い、地震、洪水等による浸水への対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資する減災対策を推進する必要があります。
- ・定期的な防災訓練の実施や防災教育の充実など、災害が起きたときの対応力向上のために必要な地域防災力を強化する必要があります。(8-2再掲)
- ・災害後の円滑な復旧復興を確保するためには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となります。特に山間部は未実施が多くあるため、地籍調査を推進する必要があります。

#### 【重要業績指標(KPI)】

- ・災害発生時の避難場所を知っている市民の割合 79.3% (R7) → 95% (R12)
- ・自主防災組織の数 88区 (R7)
- ・自主防災組織が行う防災訓練への参加の総数 14,953人 (R7)【現状値】
- ・地籍調査の進捗率 78% (R2) → 80% (R7)

### 6-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

- ・文化財の耐震化、防災設備の整備等を進める必要があります。
- ・コミュニティの崩壊は、無形の民俗文化財の喪失のみならず、コミュニティの中で維持されてきた建築物など有形の文化財にも影響するため、コミュニティの活力を保っていく必要があります。
- ・文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承が必要となります。

#### 【重要業績指標(KPI)】

- ・木造の文化財建造物(市指定以上)における消防法令に基づく消防用設備の設置率 100%【現状値】

### 6-5 風評被害等による市内経済への甚大な被害

- ・平時の取り組みとして、食の安全の問題など、消費者への情報提供や積極的な対話をを行うことで、食に関する消費者と生産者の信頼関係を構築する必要があります。
- ・風評被害対策として、正確なデータ収集と的確な情報管理を行い、農産物等の検査体制を国県等と連携のもと推進し、安全性を高め消費者の安心を担保するとともに、消費者への効率的な情報発信をシミュレーションしておく必要があります。
- ・食の安全・安心を追及した農産物生産体制の充実を図ることにより、産地ブランド力の向上を図る必要があります。

#### 【重要業績指標(KPI)】

- ・災害情報の伝達方法 10種類【現状値】  
(防災行政無線、防災アプリ、エリアメール、ホームページ、ニアラート、X、フェイスブック、LINE、CATV、ヤフー)

# 第4章 強靭化の推進方針

第3章の手順で行ったプログラムごとの脆弱性評価結果を踏まえた、本市の強靱化に係る施策の推進方針は次のとおりです。

## (1)行政、市民、民間事業所による地域協働推進

プログラムの推進にあたっては、行政のみの取り組みによって推進できるわけではなく、全市民及び全民間事業者のそれぞれの取り組みによらなければ推進できない施策も多いため、行政と市民および民間事業所が協働する「地域協働推進」で取り組みます。

## (2)国、県、周辺自治体及び民間事業者等との連携

国土強靱化の取り組みを実効あるものとするため、本市のみならず国、県、周辺自治体及び関係機関、さらに市民と民間事業者等を含め、関係者が協働して取り組みます。

## (3)プログラム推進上の留意点

「プログラム」は、各課横断的な施策群であり、いずれもひとつの課の枠組みの中で実現できるものではありません。このため、本市は、関係する課において推進体制を構築し、データを共有するなど施策の連携を図ります。

また、PDCAサイクルの実践を通じて限られた資源を効率的・効果的に活用し、ハード整備とソフト対策を適切に組み合わせながらプログラムを推進するなど、本計画の目標の実現に向けてプログラムの実効性・効率性を確保します。

「起きてはならない最悪の事態」ごとに推進方針をとりまとめた「プログラムごとの推進方針」を第1節に示します。

なお、当該事態を回避するための施策が複数の事態の回避に資することが多いことから、重複する項目を排除するとともに、実効性向上の観点から、施策分野ごとに整理した「施策分野ごとの推進方針」を第2節に示します。



## 第1節

## プログラムごとの推進方針

プログラムごとの推進方針は次のとおりです。

### 1 直接死を最大限防ぐ

#### 1-1 大規模地震に伴う住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊及び大規模火災による多数の死傷者の発生

- ・市は、インフラの長寿命化計画や耐震改修促進計画に沿った着実な進捗と適正な維持管理を行います。【行政】
- ・市は、住宅の耐震化を進める補助金制度を実施していますが、耐震化率は伸び悩んでいる状況です。住宅の倒壊による死傷者を出さないためには、市民の更なる住宅の耐震化への取り組みの向上を図り、耐震化率の向上を目指します。【市民、行政】
- ・現在、空き家となっている住宅を把握し、所有者の特定や取り壊しなどを進め、災害時の被害拡大を抑制する取り組みを推進します。【行政】
- ・学校施設の耐震化と天井等落下防止対策は完了しているが、引き続き避難所として利用するための地震対策を実施する必要があります。【行政】
- ・市は、学校施設を引き続き避難所として利用するための物資備蓄など地震対策を行います。【行政】
- ・医療施設、社会福祉施設、社会体育施設、社会教育施設など、不特定多数が集まる、これらの施設は災害時における避難場所や災害対策の拠点施設として利用されることもあることから、耐震化をより一層推進します。【民間、行政】
- ・市は、山梨市公共施設マネジメント計画に基づき、廃止解体も踏まえた計画的な維持保全を進めることで、施設の老朽化に適切に対応します。【行政】
- ・市は、老朽化している公営住宅について、居住者の生命の安全を確保するため定期的な点検を行うとともに、長期的な視点に立った適正な管理や更新を推進します。【行政】
- ・一般住宅、公営住宅の居室における家具の固定を推進します。【市民、行政】
- ・市は、大規模地震災害や火災から人命の保護を図るため常備消防の機能強化を図るとともに広域的な連携体制の構築を行うとともに、市民及び民間事業所などと協働して平時から火災予防、被害軽減のための取り組みを推進します。【市民、民間、行政】
- ・それぞれの地域で安全に避難するために指定避難所を確保し、普段から住民に周知するとともに、避難行動要支援者(高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等のうち、避難等に支援が必要な者)への配慮を行った避難所のあり方や対応について検討を行います。【市民、行政】
- ・市は、良好な市街地環境の整備とともに、災害に強い市街地の形成を図るため、土地区画整理事業の実施を検討します。【行政】
- ・市は、大規模災害発生時に電柱や電線類の倒壊による通行障害を防止するため、引き続き市街地において電線類の地中化を推進します。【行政】
- ・市民の就業の場である民間事業所等の倒壊による死傷者を出さないことおよび市民の雇用の場を確保するために、民間事業所等の耐震化の取り組みを支援します。【民間、行政】

## 1-1 大規模地震に伴う住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊及び大規模火災による多数の死傷者の発生

- ・大規模地震災害や火災から身を守るため、家具の転倒防止策や身を守る行動のとり方等について、学校や職場、地域の自治会等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進します。【市民、民間、行政】
- ・避難行動要支援者の避難場所として、高齢者施設、児童福祉施設及び障害者福祉施設の利用の促進及び緊急入所ができる体制を検討します。【行政】
- ・地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救急、救援など災害時の応急対策に必要な各分野において、近隣市町村等や民間事業者等との災害時応援協定の締結、平時からの連携を推進します。【市民、民間、行政】

## 1-2 豪雨等による突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

- ・市は、土砂災害・洪水ハザードマップを活用した避難体制の確立と住民への周知を推進します。【市民、行政】
- ・市は、洪水時の避難等を円滑にするために、洪水ハザードマップの更新を国県と連携して推進します。【行政】
- ・河川、水路、農業水利施設については、老朽化対策や適正な維持管理を行います。【行政】
- ・市は、洪水ハザードマップで想定している広範囲な浸水地域の減災方法等について、国県等の関係機関と協力して対策を実施します。【行政】
- ・公共施設及び避難場所等の設置については、浸水、土砂災害などを避ける場所に立地します。【行政】
- ・市は、水防団の充実強化等による人材育成、適切な組織体制を構築に取り組むとともに、水防資機材の整備等水防対策を推進します。【行政】
- ・大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手の確保・機能の拡充・強化を推進します。【民間、行政】
- ・市内に2つある多目的ダム及び日川上流にある上日川ダムについて、放流等の際には地域住民の安全を図るため県、関係市町村及び防災関係機関との密接な連携を図り洪水による被害を防ぐ取り組みを行います。【行政】
- ・国、県と連携し、ハード整備とソフト対策を組み合わせた適正な対策をとります。【行政】
- ・人命に直接的な影響のある避難施設等については、定期的な点検を行い、避難施設としての利用に耐える程度の機能維持をするとともに、被災しても迅速に応急復旧ができる要員及び資機材の確保、防災施設の整備拡充について地域防災計画に基づいて推進します。【行政】
- ・災害対応機関等の災害対応能力向上と合わせ、大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、消防団の充実強化を促進します。また、身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育を推進します。【市民、行政】

### 1-3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

- ・土砂災害・洪水ハザードマップの更新や住民への周知徹底を図ることにより、警戒避難体制の整備を促進します。【行政】
- ・市は、市民とともに、土砂災害に対する定期的な避難訓練や防災教育による防災意識の醸成を図ることが必要です。また、地域の連帯感やコミュニティの醸成を図るため、自主防災組織の強化を推進します。【市民、行政】
- ・市は、危険箇所の日常点検を実施するとともに、国県の施策等の効果的な活用を図りながら、緊急性の高いものから急傾斜地崩壊防止施設等の整備を推進します。【行政】
- ・市は、様々な関係機関と連携して、ハード対策の着実な推進とともに、ソフト対策として警戒避難体制の構築を推進します。【市民、行政】
- ・市は、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達を通して土砂災害を防止するため、必要な警戒避難体制を定めるとともに、有効な警戒避難情報等の伝達方法の構築を推進します。【行政】
- ・市は、土砂災害の発生に伴い、避難などを適切に進めて市民の安全を確保するとともに、被災者を一時収容するため、予め安全な避難場所や避難所を確保するとともに、避難のための道路の確保を推進します。【行政】
- ・市は、農地の荒廃を防ぐため農業生産基盤の整備や地域の共同活動の支援を継続して実施し、優良農地の確保を推進します。【行政】

### 1-4 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

- ・積雪時には道路交通麻痺の回避を目的とした計画的な除排雪を行う必要があるため、他自治体との連携を推進する必要があります。【行政】
- ・高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児などの要配慮者が被害に及ばないように、関係機関との情報共有体制について検討します。【市民、民間、行政】
- ・雪害等の災害時に道路啓開等を担う建設業の担い手の確保・育成の観点から就労環境の改善等を推進します。【民間、行政】
- ・地域における雪かきは、自助・共助が基本となり、特に近隣での助け合いが有効なため、共助の重要性について、市民一人一人の協力が得られるよう周知と啓発を推進します。【市民】



## 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

### 2-1 交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資がいきわたらない事態

- ・幹線道路等の分断による影響は多岐に渡ることから、国、県、市の関係部署及び建設事業所との連携強化を推進します。【民間、行政】
- ・市と首都圏を結ぶ交通インフラを強化し、複数の輸送ルートの確保することにより物流の停止を防ぎ、代替性を確保します。【行政】
- ・避難の長期化に備え、行政、市民、民間事業所それぞれが適切な備蓄管理体制の維持・強化を推進します。【市民、民間、行政】

### 2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

- ・幹線道路等の分断は、孤立集落を同時に多数発生させるため、国、県、市の関係部署及び建設事業所と連携を強化し、道路補強を推進します。【民間】【行政】
- ・道路の震災対策や緊急輸送道路の耐震化対策を着実に推進します。【行政】
- ・孤立する恐れのある集落等では、地域での市民による生活物資の備蓄を強化し、孤立時の生活の確保に努めます。【市民】
- ・市は、孤立する恐れのある集落等にヘリポート機能を確保し、孤立時の行政サービスの確保を推進します。【行政】
- ・ヘリポートが整備された集落等では、ヘリコプターの着陸を誘導する訓練を行って備えます。【市民、行政】

### 2-3 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

- ・災害拠点病院等である加納岩総合病院、山梨厚生病院、牧丘病院を中心とする災害医療体制を確立します。【行政】
- ・災害拠点病院等である加納岩総合病院、山梨厚生病院、牧丘病院への緊急車両の通行及び物資搬入路の確保については、災害時に予想される渋滞等を考慮して、被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するため、警察など関係機関と連携を密にするとともに、医療圏全体を考慮した緊急輸送ネットワークの整備を推進します。【行政】
- ・ヘリポートの整備など、空路による緊急輸送を強化します。【行政】
- ・災害時の医療機能確保のため、関係機関間の情報共有化を図るとともに、平時から実災害を想定した災害対応訓練を近隣自治体や周辺医療機関との連携により実施します。【民間、行政】
- ・民間の診療所や薬局においても、建物の耐震化、治療機器や薬品保管庫の固定など、県と市および医師会や薬剤師会などと連携して、医療機能の確保に努めます。【民間、行政】

## 2-4 加納岩総合病院、山梨厚生病院、牧丘病院の医療機能の麻痺

- ・加納岩総合病院、山梨厚生病院、牧丘病院は、本市の医療を担う病院であることはもちろん、災害時における地域災害拠点病院、地域災害支援病院として被災者に対して医療の提供ができるように、医療機関の事業継続計画(BCP)の策定を推進します。【民間、行政】
- ・広域的かつ大規模な災害により、医療需要が医療供給を大きく上回る事態に対応するため、患者の重症度や緊急度によって治療の優先順位を決めるトリアージ体制の構築について、関係機関と協力のうえ推進します。【行政、民間】
- ・災害時の医療機能を提供するため、災害拠点病院としての医療施設の耐震等災害対策を着実に推進します。【民間、行政】
- ・災害時の医療機能確保のため、関係機関間の情報共有化を図るとともに、平時から実災害を想定した災害対応訓練を近隣自治体や周辺医療機関との連携により実施します。【行政、民間】(2-3再掲)
- ・大規模自然災害に備え、3病院の来院者や入院患者及び医療提供を継続するための職員に対する緊急時の飲食料、非常電源用の燃料等の確保及び調達手段の確立を推進します。【民間、行政】

## 2-5 想定を超える大量かつ長期の観光客を含む帰宅困難者へ水、食料、休憩場所等の供給不足の発生による混乱

- ・避難所における大量かつ長期の帰宅困難者に対する食料確保に対応するため、市内の農業生産者組織や食料品スーパー等との協定締結を推進します。【行政】
- ・市は、集客施設や駅等に帰宅困難者が発生した場合は、適切な避難及び誘導が出来るように、一時滞在施設の確保について協定の締結などを推進します。【行政】
- ・企業、商業施設に対し、来場者や従業員等を一定期間収容するための食料・飲料水及び生活必需品の備蓄や安否確認の体制整備を実現します。【民間、行政】
- ・観光協会等と連携した帰宅困難者対策を推進します。【民間、行政】

## 2-6 富士山噴火の影響により、飛灰の蓄積・道路通行不良が発生し、県東部エリア及び県外からの避難者受入困難事態

- ・富士山噴火被害については、市町村を越えた広域避難を想定して、本市では、富士河口湖町からの避難者を受け入れる協定を締結しています。市は、対応力の強化を図るとともに、民間団体との距離・輸送の支援協定の締結を推進します。【行政】
- ・企業、商業施設に対し、来場者や従業員等を一定期間収容するための食料・飲料水及び生活必需品の備蓄や安否確認の体制整備を実現します。【民間、行政】

## 2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

- ・避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、資機材の準備や更新、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を推進します。特に、学校施設の多くが指定避難所に指定されていることを踏まえ、非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保とともに、トイレ(ドライ化・洋式化等)や自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化など避難所としての防災機能を強化します。【行政】
- ・避難所の自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者等も配慮した事前の利用計画策定を推進します。【市民・行政】
- ・一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保を推進します。【民間、行政】
- ・地区防災計画の普及・啓発等により、住民の自発的な行動計画策定を促すとともに、学校や職場、自治会等の自主防災組織等を通じ継続的に防災訓練や防災教育等を推進します。【市民、行政】

## 2-8 大規模な自然災害と被災地における疫病・感染症等の広域的な発生

- ・市は、感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種の勧奨を行います。また、市民は予防接種に努めます。【市民、行政】
- ・消毒、害虫駆除や、被災者の生活空間の衛生管理など、平時から感染防止処理体制の構築を推進します。【行政】
- ・避難所でのノロウイルスやインフルエンザ、新型コロナウイルス等の流行に備え、避難者の健康状態のチェック、施設の消毒、マスクの配布、手洗いの推奨など、対応マニュアルを検討し対応体制を確立とともに、平時から啓発や関係用品等の備蓄を行います。【市民、行政】
- ・感染情報を必要に応じて市内関係機関へ情報提供を行うなど、関係行政機関や民間事業所等との協力体制を構築します。【民間、行政】



### 3 必要不可欠な行政機能を確保する

#### 3-1 信号機の全面停止等による交通事故・交通渋滞の多発

- ・交通事故や渋滞による交通麻痺を回避し、行政による災害対応行動を確保するために、関係機関と連携して、主要な交差点に停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備を促進します。【行政】

#### 3-2 生活インフラの寸断により地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- ・市庁舎等の機能不全は、すべての局面に対する回復に直接的に影響することから、いかなる大規模災害時においても必要な行政機能を維持し事業継続計画(BCP)の取り組みが実施できるように、職員の食糧やトイレの確保など最低限の機能確保のための災害対策を実施します。【行政】
- ・庁舎が機能不全に陥った場合の行政機能を維持するため、代替施設を確保します。【行政】
- ・大規模自然災害により、多くの職員や職員の家族が被災、交通麻痺で職員が庁舎に参集できないことにより、行政機能が損なわれることを回避するため、連絡手段の確保や、参集途上での情報収集伝達手段を確保するため、様々な事態を想定した訓練を行います。【行政】
- ・災害時に庁舎が被災したときにおいても、市の業務を遂行する上で重要な役割を担う情報システムの機能を維持するため、「ICT部門を含む事業継続計画(BCP)」の策定など機能維持の体制作りを推進します。【行政】
- ・地域防災計画の見直しや事業継続計画(BCP)の策定を行うことにより、災害対策体制の機能強化を推進します。【行政】
- ・災害時に職員や関係者が長期にわたって庁舎に宿泊・滞在することが考えられることから業務を行う人の飲料水・食料の備蓄。寝袋や簡易ベッドなど宿泊できる体制を構築します。【行政】

### 4 経済活動を機能不全に陥らせない

#### 4-1 サプライチェーン(物流における供給連鎖)の寸断による企業の生産力・経営執行力低下による経営の悪化や倒産

- ・市と首都圏を結ぶ交通インフラを強化し、複数の輸送ルートを確保することにより物流の停止を防ぎ、代替性を確保します。【行政】(2-1再掲)
- ・製品の供給体制の維持や、燃料・材料供給ルートの確保のため、道路の震災対策や緊急輸送道路の耐震化、洪水・土砂災害対策を着実に推進します。【行政】
- ・大規模自然災害による食料不足に備え、良好な農地環境の保全、担い手の育成対策、農産物加工の継続など、強靭な農業生産基盤の整備を促進します。【民間、行政】
- ・太陽光発電、燃料電池・蓄電池など代替電力の普及促進により、生産停止に陥らない多様なエネルギー調達手段の確保を推進します。【民間、行政】
- ・大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するため、市と商工会が共同で策定する事業継続力強化支援計画に基づき、民間企業における事業継続計画(BCP)の策定・活用の促進を図るとともに、その支援を行います。【民間、行政】

#### 4-2 食料等の安定供給の停滞

- ・大規模自然災害による食料不足に備え、良好な農地環境の保全、担い手の育成対策、農産物加工の継続など、強靭な農業生産基盤の整備を促進します。【民間、行政】(5-1再掲)
- ・平時の取り組みから産地における競争力の強化、物流インフラの整備、物流コストの削減、遊休農地対策などを実施することで、産業全体の体質強化を推進します。【市民、民間、行政】
- ・市は、耕作放棄地の有効活用に向けて、引き続き農業生産基盤の整備及び関連する支援策を一体的に実施することにより、耕作放棄地の発生防止、解消を図るとともに、農業のもつ多面的機能が十分に発揮されるよう事業を推進します。【行政】
- ・市は、畠地帯総合整備事業等により、引き続き生産基盤の総合的な強化を図り、担い手への農地集積、集約化や生産性の向上、農家経営の安定化を図ります。【行政】
- ・各学校において、災害時の非常食を備蓄し、災害発生時等に帰宅困難者へ提供します。【行政】
- ・大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手の確保・機能の拡充・強化を推進します。【民間、行政】

#### 4-3 異常渇水による用水供給に伴う、生産活動への甚大な影響

- ・上水道、工業用水道、農業水利施設の耐震化等の対災害性強化対策や長寿命化も含めた戦略的な維持管理・機能強化、供給支障発生時の早期復旧を可能とするためのデジタル技術を活用した遠隔監視等を進めます。
- ・大規模災害時にすみやかに復旧するために、広域的な応援体制を整備するとともに、節水に関する指導・助言等、総合的に渇水対策を実施します。
- ・災害時に被災した水道施設の応急復旧や応急給水、工業・農業用水との調整による水道水のバックアップが円滑にできるよう、水道施設台帳のデジタル化、情報連絡・活動体制に係る訓練、応急給水施設の整備、資機材の確保等の強化を総合的に図ります。
- ・気候変動等の影響により、渇水が更に深刻化するおそれがあることを踏まえ、関係者が連携して渇水による影響・被害を想定した上で、渇水による被害を軽減するための対策や危機時の代替水源の確保等に取り組むとともに、持続的な地下水の保全・利用及び雨水・再生水利用を推進します。
- ・工業・農業・水道用水の供給不足が生じた場合における、限られた水量でそれぞれの生産活動・生活への影響を最小限に抑えるための相互融通、バックアップ体制を事前に構築します。

#### 4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

- ・防災に繋がる農業の多面的機能の維持・発揮を図るため、中山間地域などの農業生産条件が不利な地域において、協定に基づく農業生産活動等の支援を推進します。【市民、行政】
- ・森林の公益的機能の高度発揮につなげるため、植栽、保育、間伐等を実施し、森林の病害虫の駆除、火災防止活動等と併せて効果的に推進します。【市民、行政】
- ・市は、耕作放棄地の有効活用に向けて、引き続き農業生産基盤の整備及び関連する支援策を一体的に実施することにより、耕作放棄地の発生防止、解消を図るとともに、農業のもつ多面的機能が十分に発揮されるよう事業を推進します。【行政】(5-3再掲)
- ・市は、畠地帯総合整備事業等により、引き続き生産基盤の総合的な強化を図り、担い手への農地集積、集約化や生産性の向上、農家経営の安定化を図ります。【行政】(5-3再掲)

## 5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

### 5-1 テレビ・ラジオ放送の中止や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

- ・市民への正確な情報提供体制や被害情報収集体制の構築、通信機能の強化等を推進します。【行政】
- ・公共施設における電力の供給停止は、災害対策に対する直接的な影響や避難所運営に支障を来たすなど様々な影響が考えられることから、太陽光発電など代替電力の普及促進を推進します。【行政】
- ・電力供給停止に備え、燃料の備蓄量増が推奨されているので、自家発電装置など非常時バックアップ体制の整備を迅速に促進します。【行政】
- ・企業や一般住宅においても、太陽光発電、住宅用燃料電池・蓄電池等の代替電力の普及を推進するとともに、支援策を検討します。【市民、民間、行政】
- ・市は、多様な情報伝達手段の構築について、今後も各情報伝達体制を検証し、より効果的に見直すとともに、着実な運用を推進します。【行政】
- ・市は通信インフラ等が被害を受けないよう洪水対策・土砂災害対策等を進めます。【行政】
- ・市は通信インフラ等が大規模災害時に機能不全を起こさぬよう保守点検等を行います。【行政】

### 5-2 電力・石油・LPガス等サプライチェーンの長期間・大規模にわたる機能の停止

- ・市と首都圏を結ぶ交通インフラを強化し、複数の輸送ルートを確保することにより物流の停止を防ぎます。【行政】
- ・首都直下地震等、首都圏における電気、ガス、燃料などの供給を想定し、関連事業者との災害協定の締結など、緊急時エネルギー供給体制の整備を推進します。【民間、行政】
- ・住宅・地域への自立型電源の普及を促進するとともに、そのための支援などの取り組みを進めます。【民間、行政、市民】
- ・高断熱建材の使用など省エネ性能に優れた住宅等への建て替えを推進します。【市民、行政】
- ・山梨市学校給食センターを災害時の緊急食糧基地として位置づけ、ライフガスが停止した場合においては非常用発電装置による炊き出しを実施します。【行政】



### 5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

- ・上水道の耐震化を引き続き進めるとともに、「山梨市水道ビジョン」に基づき、適切な維持管理体制の確立を推進します。【行政】
- ・大規模自然災害に対応するため、市は広域的な応援体制を整備するとともに、市民や民間事業所による雨水の利用、防災井戸の設置、飲料水の備蓄など代替性の確保についての検討を推進します。【市民、民間、行政】
- ・下水道の管渠については、L2地震動にも耐える耐震性を有していますが、管渠とマンホールの接合部に関する地震対策を推進します。【行政】
- ・災害時の避難所、防災拠点、医療機関でマンホールトイレが使用可能な施設の整備を推進します。【民間、行政】
- ・マンホールポンプ施設の停電時の運転体制の強化等を推進します。【行政】
- ・市が管理する浄化槽において、管理体制の強化、被災時の早期復旧など維持管理体制についてマニュアル化を推進します。【行政】

### 5-4 主要幹線道路や鉄道が分断する等、基幹的交通ネットワーク機能停止。または、市外との交通の遮断による物流・人流への甚大な影響

- ・幹線道路等の分断による影響は多岐に渡ることから、国、県、市の関係部署及び建設事業所との連携強化を推進します。【民間、行政】
- ・市と首都圏を結ぶ交通インフラを強化し、複数の輸送ルートを確保することにより物流の停止を防ぎ、代替性を確保します。【行政】
- ・鉄道の分断についても、代替機能の確保について検討するとともに鉄道事業者やバス事業者など関係機関との連携強化を推進します。【民間、行政】
- ・主要道路や緊急輸送道路、橋梁等の耐震化など震災対策や洪水・土砂災害対策を着実に推進します。【行政】
- ・災害時の非常事態に対応する交通の確保が必要であるため、引き続き生活道路の整備を推進します。【行政】
- ・橋梁などの老朽化対策と既存道路の改良などを推進します。【行政】
- ・住宅の倒壊による死傷者及び交通麻痺を回避するため、幹線道路や生活道路、緊急輸送道路周辺における住宅の耐震化について、国庫補助などを活用し、住宅の耐震化率の向上に取り組みます。【市民、民間、行政】
- ・店舗や倉庫など住宅以外の建築物について、耐震化率を上げる支援制度の創設を推進します。【行政】
- ・現在、空き家となっている住宅を把握し、所有者の特定や取り壊しなどを進め、災害時の被害拡大を抑制する取り組みを推進します。【行政】(1-1再掲)
- ・建設業協会との災害時応援協定など、平時から関係機関等との連携強化を進めることにより、被災時ににおける迅速な道路復旧体制の確立を推進します。【民間、行政】
- ・緊急輸送道路などにおける緊急時の避難行動について、住民にルールを周知するとともに、避難行動における自助・共助による「ソフトパワー」の重要性について意識の醸成を推進します。【市民、行政】

## 6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

### 6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

- ・災害廃棄物の一時保管場所については公共施設や市有地などを中心に、平時活用と災害時対応の両面を考慮し、予め選定・確保することを検討します。【行政】
- ・災害廃棄物の広域的な処理応援協定等を結ぶことにより、処理能力の確保を行います。【行政】
- ・し尿処理施設について災害に強い構造にするとともに被災後も早期復旧することにより廃棄物の停滞を少なくします。【行政】

### 6-2 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ・自主防災組織の強化や消防団員の確保など、市民のみならず民間事業者と協働して地域コミュニティの連帯感の醸成を図り、災害に強い地域づくりを支援し、推進します。【市民、民間、行政】
- ・定期的な防災訓練の実施や防災教育の充実など、災害が起きたときの対応力向上のために必要な地域防災力の強化を行います。【市民、民間、行政】
- ・防災に限らず、様々なテーマでの地域づくり・まちづくりの地域活動を支援します。【市民、民間、行政】

### 6-3 河川周辺の地盤沈下・液状化等による広域にわたる浸水被害や山間部の土砂災害発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ・市は、山梨市土砂災害・洪水ハザードマップを作成していますが、住民への周知を徹底し、それを活用した避難体制の確立を推進します。【行政】
- ・予め安全な避難場所や避難所を確保するとともに、避難のための道路の確保を推進します。【市民、行政】
- ・液状化の発生時においては、市民の安全を確保するとともに、被災者を一時収容するため、予め安全な避難所を確保するとともに、避難のための道路の確保を推進します。【行政】
- ・平時から、防災情報について積極的な発信を行い、地震、洪水等による浸水への対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資する減災対策を推進します。【行政】
- ・定期的な防災訓練の実施や防災教育の充実など、災害が起きたときの対応力向上のために必要な地域防災力の強化を行います。【市民、民間、行政】
- ・災害後の円滑な復旧復興を確保するためには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となります。特に山間部は未実施が多くあるため、地籍調査を推進します。【行政】

#### 6-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

- ・文化財の耐震化、防災設備の整備等を推進します。【民間、行政】
- ・コミュニティの崩壊は、無形の民俗文化財の喪失のみならず、コミュニティの中で維持されてきた建築物など有形の文化財にも影響するため、コミュニティの活力を保つよう推進します。【市民】
- ・文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承を推進します。【市民、民間】

#### 6-5 風評被害等による市内経済への甚大な被害

- ・食の安全の問題など、消費者への情報提供や積極的な対話を行い、食に関する消費者と生産者の信頼関係の構築を推進します。【市民、民間、行政】
- ・風評被害対策として、正確なデータ収集と的確な情報管理を行い、農産物等の検査体制を国、県等と連携のもと推進し、安全性を高め、消費者の安心を担保するとともに、消費者への効率的な情報発信を行います。【市民、民間、行政】
- ・食の安全・安心を追及した農産物生産体制の充実を図ることにより、産地ブランド力の向上を図ります。【市民、民間、行政】



## 第2節 施策分野ごとの推進方針

施策分野ごとの推進方針は、以下のとおりとします。

### 1 個別施策分野

#### 1 行政機能分野(警察・消防・情報通信・協働)

##### 【公共施設の防災機能強化】

- ・市は、インフラの長寿命化計画や耐震改修促進計画に沿った着実な進捗と適正な維持管理を行います。(1-1)
- ・市は山梨市公共施設マネジメント計画に基づき、廃止解体も踏まえた計画的な維持保全を進めることで、施設の老朽化に適切に対応します(1-1)
- ・市は、老朽化している公営住宅について、居住者の生命の安全を確保するため定期的な点検を行うとともに、長期的な視点に立った適正な管理や更新を推進します。(1-1)
- ・一般住宅、公営住宅の居室における家具の固定を推進します。(1-1)
- ・公共施設及び避難場所等の設置については、浸水、土砂災害などを避ける場所に立地します。(1-2)

##### 【行政機能継続体制の強化】

- ・市庁舎等の機能不全は、すべての局面に対する回復に直接的に影響することから、いかなる大規模災害時においても必要な行政機能を維持し事業継続計画(BCP)の取り組みが実施できるように、職員の食糧やトイレの確保など最低限の機能確保のための災害対策を実施します。(3-2)
- ・庁舎が機能不全に陥った場合の行政機能を維持するため、代替施設を確保します。(3-2)
- ・大規模自然災害により、多くの職員や職員の家族が被災、交通麻痺で職員が庁舎に参集できないことにより、行政機能が損なわれることを回避するため、連絡手段の確保や、参集途上での情報収集伝達手段の確保するため、様々な事態を想定した訓練を行います。(3-2)
- ・災害時に庁舎が被災したときにおいても、市の業務を遂行する上で重要な役割を担う情報システムの機能を維持するため、「ICT部門を含む事業継続計画(BCP)」の策定など機能維持の体制作りを推進します。(3-2)
- ・地域防災計画や事業継続計画(BCP)の見直しを行うことにより、災害対策体制の機能強化を推進します。(3-2)
- ・災害時に職員や関係者が長期にわたって庁舎に宿泊・滞在することが考えられることから業務を行う人の飲料水・食料の備蓄。寝袋や簡易ベッドなど宿泊できる体制を構築します。(3-2)
- ・公共施設における電力の供給停止は、災害対策に対する直接的な影響や避難所運営に支障を来たすなど様々な影響が考えられることから、太陽光発電など代替電力の普及促進を推進します。(5-2)
- ・電力供給停止に備え、燃料の備蓄量増が推奨されているので、自家発電装置など非常時バックアップ体制の整備を迅速に促進します。(5-2)

## 1 行政機能分野(警察・消防・情報通信・協働)

### 【行政機能継続体制の強化】

- ・災害後の円滑な復旧復興を確保するためには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となります。特に山間部は未実施が多くあるため、地籍調査を推進します。(6-3)
- ・山梨市学校給食センターを災害時の緊急食糧基地として位置づけ、ライフラインが停止した場合においては非常用発電装置による炊き出しを実施します。(5-2)
- ・各学校において、災害時の非常食を備蓄し、災害発生時等に帰宅困難者へ提供します。(4-2)

## 2 住環境分野(住宅・都市計画・公園・上下水道・環境・協働)

### 【住宅等の耐震化、安全対策】

- ・市は、住宅の倒壊による死傷者を出さないために、市民の更なる住宅の耐震化への取り組みの向上を図り、耐震化率の向上を目指します。(1-1)
- ・企業や一般住宅においても、太陽光発電、住宅用燃料電池・蓄電池等の代替電力の普及を推進するとともに、支援策を検討します。(5-2)
- ・住宅・地域への自立型電源の普及を促進するとともに、そのための支援などの取り組みを進めます。(5-2)
- ・高断熱建材の使用など省エネ性能に優れた住宅等への建て替えを推進します。(5-2)
- ・店舗や倉庫など住宅以外の建築物について、耐震化率を上げる支援制度の創設を推進します。(5-4)

### 【災害に強い市街地の形成】

- ・現在、空き家となっている住宅を把握し、所有者の特定や取り壊しなどを進め、災害時の被害拡大を抑制する取り組みを推進します。(1-1)(5-4)
- ・市は、良好な市街地環境の整備とともに、災害に強い市街地の形成を図るため、土地区画整理事業の実施を検討します。(1-1)
- ・市は、大規模災害発生時に電柱や電線類の倒壊による通行障害を防止するため、引き続き市街地において電線類の地中化を推進します。(1-1)
- ・住宅の倒壊による死傷者及び交通麻痺を回避するため、幹線道路や生活道路、緊急輸送道路周辺における住宅の耐震化について、国庫補助などを活用し、住宅の耐震化率の向上に取り組みます。(5-4)

### 【上水道の供給確保】

- ・上水道の耐震化を引き続き進めるとともに、「山梨市水道ビジョン」に基づき、適切な維持管理体制の確立を推進します。(5-3)
- ・大規模自然災害に対応するため、市は広域的な応援体制を整備するとともに、市民や民間事業所による雨水の利用、防災井戸の設置、飲料水の備蓄など代替性の確保についての検討を推進します。(5-3)(4-3)

### 【下水道等の機能確保】

- ・下水道の管渠については、L2地震動にも耐える耐震性を有していますが、管渠とマンホールの接合部に関して地震対策を推進します。(5-3)

## 2 住環境分野(住宅・都市計画・公園・上下水道・環境・協働)

### 【下水道等の機能確保】

- ・災害時の避難所、防災拠点、医療機関でマンホールトイレが使用可能な施設の整備を推進します。(5-3)
- ・マンホールポンプ施設の停電時の運転体制の強化等を推進します。(5-3)
- ・市が管理する浄化槽において、管理体制の強化、被災時の早期復旧など維持管理体制についてマニュアル化を推進します。(5-3)

### 【災害廃棄物処理の体制強化】

- ・災害廃棄物の一時保管場所については公共施設や市有地などを中心に、平時活用と災害時対応の両面を考慮し、予め選定・確保することを検討します。(6-1)
- ・災害廃棄物の広域的な処理応援協定等を結ぶことにより、処理能力の確保を行います。(6-1)
- ・し尿処理施設について災害に強い構造にするとともに被災後も早期復旧することにより廃棄物の停滞を少なくします。(6-1)

### 【エネルギー供給体制の整備】

- ・市と首都圏を結ぶ交通インフラを強化し、複数のルートを確保することによりエネルギーの供給停止を防ぎます。(5-2)
- ・首都直下地震等、首都圏における電気、ガス、燃料などの供給を想定し、関連事業者との災害協定の締結など、緊急時エネルギー供給体制の整備を推進します。(5-2)

## 3 交通防災分野(道路・交通・物流・防災・消防・協働)

### 【防災意識の向上】

- ・市は、山梨市土砂災害・洪水ハザードマップを作成していますが、住民への周知を徹底し、それを活用した避難体制の確立を推進します。(1-2)(1-3)(6-3)

### 【地域の防災力向上】

- ・大規模地震災害や火災から身を守るため、家具の転倒防止策や身を守る行動のとり方等について、学校や職場、地域の自治会等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進します。(1-1)
- ・孤立する恐れのある集落等では、地域での市民による生活物資の備蓄を強化し、孤立時の生活の確保に努めます。(2-2)
- ・市は、孤立する恐れのある集落等にヘリポート機能を確保し、孤立時の行政サービスの確保を推進します。(2-2)
- ・ヘリポートが整備された集落等では、ヘリコプターや無人航空機の着陸を誘導する訓練を行って備えます。(2-2)
- ・地区防災計画の普及・啓発等により、住民の自発的な行動計画策定を促すとともに、学校や職場、自治会等の自主防災組織等を通じ継続的に防災訓練や防災教育等を推進します。(6-2)
- ・緊急輸送道路などにおける緊急時の避難行動について、住民にルールを周知するとともに、避難行動における自助・共助による「ソフトパワー」の重要性について意識の醸成を推進します。(5-4)

### 3 交通防災分野(道路・交通・物流・防災・消防・協働)

#### 【地域の防災力向上】

- ・平時から、防災情報について積極的な発信を行い、地震、洪水等による浸水への対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資する減災対策を推進します。(6-3)
- ・定期的な防災訓練の実施や防災教育の充実など、災害が起きたときの対応力向上のために必要な地域防災力の強化を行います。(6-2)

#### 【災害情報の伝達体制の強化】

- ・市民への正確な情報提供体制や被害情報収拾体制の構築、通信機能の強化等を推進します。(5-1)
- ・市は、多様な情報伝達手段の構築について、今後も各情報伝達体制を検証しより効果的に見直すとともに、着実な運用を推進します。(5-1)
- ・市は通信インフラ等が被害を受けないよう洪水対策・土砂災害対策等を進めます。(5-1)(6-3)
- ・市は通信インフラ等が大規模災害時に機能不全を起こさぬよう保守点検等を行います。(5-1)

#### 【避難所の整備】

- ・それぞれの地域で安全に避難するために指定避難所を確保し、普段から住民に周知するとともに、避難行動要支援者(高齢者、障害者、妊娠婦、乳幼児等のうち、避難等に支援が必要な者)への配慮を行った避難所のあり方や対応について検討を行います。(1-1)
- ・避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、資機材の準備や更新、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を推進します。特に、学校施設の多くが指定避難所に指定されていることを踏まえ、非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保とともに、トイレ(ドライ化・洋式化等)や自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化など避難所としての防災機能を強化します。(2-7)
- ・避難所の自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者等も配慮した事前の利用計画策定を推進します。((2-7))

#### 【富士山噴火災害の対応】

- ・富士山噴火災害については、市町村を越えた広域避難を想定して、本市では、富士河口湖町からの避難者を受け入れる協定を締結しています。市は、対応力の強化を図るとともに、民間団体との避難・輸送の支援協定の締結を推進します。(2-6)

#### 【生活必需物資の確保】

- ・避難の長期化に備え、行政、市民、民間事業所それぞれが適切な備蓄管理体制の維持・強化を推進します。(2-1)

#### 【浸水対策】

- ・市は、洪水ハザードマップで想定している広範囲な浸水地域の減災方法等について、国県等の関係機関と協力して対策を実施します。(1-2)(6-3)
- ・予め安全な避難場所や避難所を確保するとともに、避難のための道路の確保を推進します。  
(5-4) (2-1)
- ・液状化の発生時においては、市民の安全を確保するとともに、被災者を一時収容するため、予め安全な避難所を確保するとともに、避難のための道路の確保を推進します。(6-3)

### 3 交通防災分野(道路・交通・物流・防災・消防・協働)

#### 【関係機関との連携強化】

- ・市は、大規模地震災害や火災から人命の保護を図るため常備消防の機能強化を図るとともに広域的な連携体制の構築を行うとともに、市民及び民間事業所などと協働して平時から火災予防、被害軽減のための取り組みを推進します。(1-1)

#### 【地域防災力の強化】

- ・市は、水防団の充実強化等による人材育成、適切な組織体制を構築に取り組むとともに、水防資機材の整備等水防対策を推進します。(1-2)
- ・地域における雪かきは、自助・共助が基本となり、特に近隣での助け合いが有効なため、共助の重要性について、市民一人一人の協力が得られるよう周知と啓発を推進します。(1-4)
- ・災害対応機関等の災害対応能力向上と合わせ、大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、消防団の充実強化を促進します。また、身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育を推進します。(1-2)
- ・自主防災組織の強化や消防団員の確保など、市民のみならず民間事業者と協働して地域コミュニティの連帯感の醸成を図り、災害に強い地域づくりを支援し、推進します。(6-2)

#### 【幹線道路及び交通ネットワークの災害対応力強化】

- ・積雪時に道路交通の麻痺を回避するため、計画的な除排雪を行う必要があるため、他自治体との連携を推進します。(1-4)
- ・幹線道路等の分断による影響は多岐に渡ることから、国、県、市の関係部署及び建設事業所との連携強化を推進します。(2-1)(5-4)
- ・幹線道路等の分断は、孤立集落を同時に多数発生させるため、国、県、市の関係部署の連携を強化し道路補強を推進します。(2-2)

#### 【幹線道路及び交通ネットワークの災害対応力強化】

- ・道路の震災対策や緊急輸送道路の耐震化対策を着実に推進します。(2-2)(5-4)
- ・交通事故や渋滞による交通麻痺を回避し、行政による災害対応行動を確保するために、関係機関と連携して、主要な交差点に停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備を促進します。(3-1)
- ・鉄道の分断についても、代替機能の確保について検討するとともに鉄道事業者やバス事業者など関係機関との連携強化を推進します。(5-4)
- ・主要道路や緊急輸送道路、橋梁等の耐震化など震災対策や洪水・土砂災害対策を着実に推進します(5-4)(1-2)
- ・災害時の非常事態に対応する交通の確保が必要であるため、引き続き生活道路の整備を推進します。(5-4)
- ・橋梁などの老朽化対策と既存道路の改良などを推進します。(5-4)

### 3 交通防災分野(道路・交通・物流・防災・消防・協働)

#### 【風水害に対する浸水対策】

- ・市は、洪水時の避難等を円滑にするために、洪水ハザードマップの更新を国県と連携して推進します。(1-2)
  - ・河川、水路、農業水利施設については、老朽化対策や適正な維持管理を行います。(1-2)

#### 【洪水被害の防止】

- ・市内に2つある多目的ダム及び日川上流にある上日川ダムについて、放流等の際には地域住民の安全を図るため県、関係市町村及び防災関係機関との密接な連携を図り洪水による被害を防ぐ取り組みを行います。(1-2)

#### 【土砂災害対策】

- ・市は市民とともに、土砂災害に対する定期的な避難訓練や防災教育による防災意識の醸成を図ることが必要です。また、地域の連帯感やコミュニティの醸成を図るため、自主防災組織の強化を推進します。(1-3)
  - ・市は、危険箇所の日常点検を実施するとともに、国県の施策等の効果的な活用を図りながら、緊急性の高いものから急傾斜地崩壊防止施設等の整備を推進します。(1-3)
  - ・市は、様々な関係機関と連携して、ハード対策の着実な推進とともに、ソフト対策として警戒避難体制の構築を推進します。(6-3) (1-3)
  - ・市は、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達を通して土砂災害を防止するために、必要な警戒避難体制を定めるとともに、有効な警戒避難情報等の伝達方法の構築を推進します。(1-3)
  - ・市は、土砂災害の発生に伴い、避難などを適切に進めて市民の安全を確保するとともに、被災者を一時収容するため、予め安全な避難場所や避難所を確保するとともに、避難のための道路の確保を推進します。(1-3)

#### 【迅速な復興のため体制確保】

- ・雪害等の災害時に道路啓開等を担う建設業の担い手の確保・育成の観点から就労環境の改善等を推進します。(1-4)
- ・大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手の確保・機能の拡充・強化を推進します。(6-3)
- ・建設業協会との災害時応援協定など、平時から関係機関等との連携強化を進めることにより、被災時における迅速な道路復旧体制の確立を推進します。(5-4)

## 4 福祉分野(保健医療・福祉・協働)

### 【医療施設、社会福祉施設等の機能維持】

- ・医療施設、社会福祉施設、社会体育施設、社会教育施設など、不特定多数が集まる、これらの施設は災害時における避難場所や災害対策の拠点施設として利用されることもあることから、耐震化をより一層推進します。(1-1)
- ・避難行動要支援者の避難場所として、高齢者施設、児童福祉施設及び障害者福祉施設の利用の促進及び緊急入所ができる体制を検討します。(1-1)
- ・高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児などの要配慮者が豪雪等により被害が及ばないように、関係機関との情報共有体制について検討します。(1-4)
- ・一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保を推進します。(2-7)

### 【災害時医療体制の確保】

- ・地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救急、救援など災害時の応急対策に必要な各分野において、近隣市町村等や民間事業者等との災害時応援協定の締結、平時からの連携を推進します。(1-1)
- ・災害拠点病院等である加納岩総合病院、山梨厚生病院、牧丘病院を中心とする災害医療体制を確立します。(2-3)
- ・災害拠点病院等である加納岩総合病院、山梨厚生病院、牧丘病院への緊急車両の通行及び物資搬入路の確保については、災害時に予想される渋滞等を考慮して、被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するため、警察など関係機関と連携を密にするとともに、医療圏全体を考慮した緊急輸送ネットワークの整備を推進します。(2-3)
- ・ヘリポートの整備など、空路による緊急輸送を強化します。(2-3)
- ・災害時の医療機能確保のため、関係機関間の情報共有化を図るとともに、平時から実災害を想定した災害対応訓練を近隣自治体や周辺医療機関との連携により実施します。(2-3)(2-4)
- ・民間の診療所や薬局においても、建物の耐震化、治療機器や薬品保管庫の固定など、県と市および医師会や薬剤師会などと連携して、医療機能の確保に努めます。(2-3)
- ・加納岩総合病院、山梨厚生病院、牧丘病院は、本市の医療を担う病院であることはもちろん、災害時における地域災害拠点病院、地域災害支援病院として被災者に対して医療の提供ができるように、医療機関の事業継続計画(BCP)の策定を推進します。(2-4)
- ・広域的かつ大規模な災害により、医療需要が医療供給を大きく上回る事態に対応するため、患者の重症度や緊急性によって治療の優先順位を決めるトリアージ体制の構築について、関係機関と協力のうえ推進します。(2-4)
- ・災害時の医療機能を提供するため、災害拠点病院としての医療施設の地震等災害対策を着実に推進します。(2-4)
- ・大規模自然災害に備え、3病院の来院者や入院患者及び医療提供を継続するための職員に対する緊急時の飲食料、非常電源用の燃料等の確保及び調達手段の確立を推進します。(2-4)

## 4 福祉分野(保健医療・福祉・協働)

### 【感染症の発生防止】

- ・市は、感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種の勧奨を行います。また、市民は予防接種に努めます。(2-8)
- ・消毒、害虫駆除や、被災者の生活空間の衛生管理など、平時から感染防止処理体制の構築を推進します。(2-8)
- ・避難所でのノロウイルスやインフルエンザ、新型コロナウイルスの流行に備え、避難者の健康状態のチェック、施設の消毒、マスクの配布、手洗いの推奨など、対応マニュアルを検討し対応体制を確立するとともに、平時から啓発や関係用品等の備蓄を行います。(2-8)
- ・感染情報を必要に応じて市内関係機関へ情報提供を行うなど、関係行政機関や民間事業所等との協力体制を構築します。(2-8)

## 5 産業分野(産業・農林業・雇用・観光・交流・協働)

### 【民間事業所耐震化の支援】

- ・市民の就業の場でもある民間事業所等の倒壊による死傷者を出さないことおよび市民の雇用の場を確保するために、民間事業所等の耐震化の取り組みを支援します。(1-1)

### 【物流の確保】

- ・市と首都圏を結ぶ交通インフラを強化し、複数の輸送ルートを確保することにより物流の停止を防ぎ、代替性を確保します。(2-1)(4-1)(5-4)
- ・製品の供給体制の維持や、燃料・材料供給ルートの確保のため、道路の震災対策や緊急輸送道路の耐震化、洪水・土砂災害対策を着実に推進します。(4-1)

### 【市内滞留者・帰宅困難者対策】

- ・避難所における大量かつ長期の帰宅困難者に対する食料確保に対応するため、市内の農業生産者組織や食料品スーパー等との協定締結を推進します。(2-5)
- ・市は、集客施設や駅等に帰宅困難者が発生した場合は、適切な避難及び誘導が出来るように、一時滞在施設の確保について協定の締結などを推進します。(2-5)
- ・企業、商業施設に対し、来場者や従業員等を一定期間収容するための食料・飲料水及び生活必需品の備蓄や安否確認の体制整備を実現します。(2-5)
- ・観光協会等と連携した帰宅困難者対策を推進します。(2-5)

### 【生産活動のための代替エネルギーの確保】

- ・太陽光発電、燃料電池・蓄電池など代替電力の普及促進により、生産停止に陥らない多様なエネルギー調達手段の確保を推進します。(5-2)

## 5 産業分野(産業・農林業・雇用・観光・交流・協働)

### 【事業者の事業継続計画(BCP)策定支援】

- ・大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するため、市と商工会が共同で策定する事業継続力強化支援計画に基づき、民間企業における事業継続計画(BCP)の策定・活用の促進を図るとともに、その支援を行います。(4-1)
- ・平時の取り組みから産地における競争力の強化、物流インフラの整備、物流コストの削減、遊休農地対策などを実施することで、産業全体の体質強化を推進します。(4-2)

### 【農地等の保全による災害対策の推進】

- ・大規模自然災害による食料不足に備え、良好な農地環境の保全、担い手の育成対策、農産物加工の継続など、強靭な農業生産基盤の整備を促進します。(4-1)(4-2)
- ・防災に繋がる農業の多面的機能の維持・発揮を図るため、中山間地域などの農業生産条件が不利な地域において、協定に基づく農業生産活動等の支援を推進します。(4-4)

### 【耕作放棄地の有効活用】

- ・耕作放棄地の有効活用に向けて、引き続き農業生産基盤の整備及び関連する支援策を一体的に実施することにより、耕作放棄地の発生防止、解消を図るとともに、農業のもつ多面的機能が十分に発揮されるよう事業を推進します。(4-2)(4-4)

### 【生産基盤の強化】

- ・畠地帯総合整備事業等により、引き続き生産基盤の総合的な強化を図り、担い手への農地集積、集約化や生産性の向上、農家経営の安定化を図ります。(4-2)(4-4)
- ・気候変動等の影響により、渇水が更に深刻化するおそれがあることから、関係者が連携して渇水による影響・被害を想定した上で、渇水による被害を軽減するための対策や危機時の代替水源の確保を推進します。(4-3)

### 【森林機能の維持】

- ・森林の公益的機能の高度発揮につなげるため、植栽、保育、間伐等を実施し、森林の病害虫駆除、火災防止活動等と併せて効果的に推進します。(4-4)

### 【農産物の風評対策】

- ・食の安全の問題など、消費者への情報提供や積極的な対話をを行い、食に関する消費者と生産者の信頼関係の構築を推進します。(6-5)
- ・風評被害対策として、正確なデータ収集と的確な情報管理を行い、農産物等の検査体制を国、県等と連携のもと推進し、安全性を高め、消費者の安心を担保するとともに、消費者への効率的な情報発信を行います。(6-5)
- ・食の安全・安心を追及した農産物生産体制の充実を図ることにより、産地ブランド力の向上を図ります。(6-5)

### 【優良な農地の確保】

- ・農地の荒廃を防ぐため農業生産基盤の整備や地域の共同活動の支援を継続して実施し、優良な農地を確保します。(1-3)(4-4)

## 6 教育分野(教育・文化・スポーツ・交流・協働)

### 【学校の防災機能強化】

- 市は、学校施設を引き続き避難所として利用するための物資備蓄など地震対策を行います。特に、学校施設の多くが指定避難所に指定されていることを踏まえ、非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保とともに、トイレ(ドライ化・洋式化等)や自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化など避難所としての防災機能を強化します。(1-1)(2-7)
- 人命に直接的な影響のある避難施設等については、定期的な点検を行い、避難施設としての利用に耐える程度に機能維持するとともに、被災しても迅速に応急復旧ができる要員及び資機材の確保、防災施設の整備拡充について地域防災計画に基づいて推進します。(1-2)

### 【文化財の保護】

- 文化財の耐震化、防災設備の整備等を推進します。(6-4)
- コミュニティの崩壊は、無形の民俗文化財の喪失のみならず、コミュニティの中で維持されてきた建築物など有形の文化財にも影響するため、コミュニティの活力を保つよう推進します。(6-4)
- 文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承を推進します。(6-4)



## 1 老朽化対策

### 【公共施設等の総合的・計画的な管理の推進】

- ・市は、「公共施設マネジメント計画」「「公共施設等総合管理計画」に基づき、廃止解体も踏まえた計画的な維持保全を進めることで、施設の老朽化に適切に対応します。(1-1)

### 【インフラの老朽化対策の推進】

- ・市は、インフラの長寿命化計画や耐震改修促進計画に沿った着実な進捗と適正な維持管理を行います。(1-1)

### 【市営住宅の老朽化対策の推進】

- ・市は、老朽化している公共住宅等について、居住者の生命の安全を確保するため定期的な点検を行うとともに、長期的な視点に立ち適正な管理や更新を推進します。(1-1)

### 【上下水道施設の老朽化対策】

- ・市は、老朽化している上下水道施設について、耐震化を踏まえた改修整備等を行い、適正に維持管理を行います。(5-3)

## 2 リスクコミュニケーション

### 【ハザードマップによる災害危険個所の周知】

- ・市は、土砂災害・洪水ハザードマップを活用して住民への周知を徹底し、避難体制の確立を推進します。(1-2)

### 【地域防災力の強化】

- ・市は、市民とともに、土砂災害に対する定期的な避難訓練や防災教育による防災意識の醸成を図ることが必要です。また、地域の連帯感やコミュニティの醸成を図るため、自主防災組織の強化を推進します。(1-3)

## 3) デジタル活用

### 【デジタル技術の活用による作業の効率化】

- ・災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用

災害発生時において、立入困難な被災現場での的確な情報収集やそれをもとにした早期の復旧のための計画づくり等を行う上で、的確かつ効率的に行うためには、ドローン等の機材の整備や職員が操作できる体制を整えておく必要があります。(5-1)

### 【防災・災害情報提供体制の整備】

- ・被災者に対する情報提供

災害時は、各報道機関への放送(報道)の要請を行い、テレビ・ラジオ・新聞紙面を活用した適時適切な情報提供を行う必要があります。また、防災アプリ、ホームページ、SNS等を活用した多様な手段による情報提供を行う必要があります。(5-1)

#### 4) 人材育成

##### 【人材育成等による地域防災力の強化】

- ・防災対策に関する意識啓発及び人材の育成

防災対策の意識啓発や人材育成を目的とした防災講座等を開催し、女性の参加も促している。引き続き、「自助」「共助」「公助」「互助」を念頭に自主防災組織を支援し、幅広い防災対策に関する意識啓発及び人材育成を推進します。(1-3)

#### 5) 官民連携

##### 【防災体制の充実・強化】

- ・災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進

災害発生による様々な事態に対応するため、民間企業、国・県関係機関、各種団体等と協定の締結を行い、連携の強化を図り、引き続き想定される事態及び必要な対応について検討し、関係団体等との連携を強化する必要があります。(1-4)

##### 【感染症対策の強化】

- ・大規模災害時における感染対策

避難所における感染症の発生及びまん延は被災者の健康・生命に影響を及ぼす恐れが高いため、大規模災害発生時における避難所等の感染対策が円滑に実施できるよう県関係機関と連携して準備を進める必要があります。(2-8)



# 第5章 プログラムの重点化

## 第1節 プログラムの重点化の考え方と設定方法

国の基本計画では、限られた資源で効率的・効果的に国土強靭化を進めるためにプログラム単位で施策の重点化を図ることとし、国の役割の大きさ、影響の大きさと緊急度の観点から、35のプログラムから15の重点化すべきプログラムを選定しています。

本計画では、国の基本計画で設定された35の事態を参考に、脆弱性評価に用いるマトリクス表を作成するプロセスを踏まえ、地域特性や被害想定を勘案して、27の事態に絞り込んでいます。

27のプログラム全てが取り組むべき重要な施策ではありますが、本市の特性や被害想定を勘案し、以下に示す視点から優先度を総合的に判断し、11の重点化すべきプログラムを選定しました。

この重点化したプログラムについては、関連する施策の進捗状況を踏まえつつ、目標のさらなる早期達成や高度化などを含め、特に取組の推進に努めるものとします。

### 評価対象

- 「起きてはならない最悪の事態」による本市での被害想定（死者数、重傷者数、建物の全半壊棟数など）の大きさや当該事態が与える影響の大きさを評価
- 国・県・民間事業者など、それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで事態の回避に向けた取組を推進する上で、本市が担うべき役割の大きさを評価
- それぞれの事態間には相互依存関係があり、当該事態を回避することにより、他の複数の事態の回避や被害軽減への寄与度を評価

## 第2節

## 重点化すべきプログラム

重点化すべきプログラムに係る11の「起きてはならない最悪の事態」は、以下のとおりです。

1	直接死を最大限防ぐ	1-1 大規模地震に伴う住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊及び大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-2 豪雨等による突発的又は広域的かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴う物を含む)
		1-3 大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など)等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1 交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資がいきわたらない事態
		2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-4 加納岩病院、山梨厚生病院、牧丘病院の医療機能の麻痺
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-2 生活インフラの寸断により地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
5	情報通信サービス、電力等ライフルイン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1 テレビ・ラジオ放送の中止や通信インフラの障害により、インターネット・snsなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-4 主要幹線道路や鉄道が分断する等、基幹的交通ネットワーク機能停止。または、市外との交通の遮断による物流・人流への甚大な影響
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	6-2 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

# 第6章 計画の推進と見直し

## 第1節 計画の進捗管理と見直し

施策の進捗状況の把握等を行うためのアクションプランを策定した上で、計画の進捗管理及び見直しを適切に行うための体制を整備し、計画の推進管理を行うとともに、PDCAサイクルを繰り返しを行い、改善を重ねていきます。

推進方針の進捗状況を可能な限り定量的に把握できるよう、重要業績指標等の具体的な数値指標をできる限り設定します。

## 第2節 計画の推進期間

本計画は、他の計画の指針という性格や中長期的な推進方針を明らかにしていることから、令和8年度から令和12年度までの5年を推進期間とします。これは、令和7年6月6日に閣議決定した「第1次国土強靭化実施中期計画」により、推進が特に必要となる施策の内容及びその事業規模を定めたものです。重点的かつ集中的に対策を講じることとしている期間にあわせたものである。

ただし、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じ見直しを行うこととします。(軽微な計画の変更等については、毎年度のアクションプランによる施策の進捗状況確認の中で対応します。)

## 第3節 他の計画等の見直し

本計画は、本市における強靭化に係る「防災・減災」対策の指針となるものであることから、地域防災計画をはじめとする様々な分野の計画等において、本計画で示された指針に基づき、必要に応じて所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていきます。

# 用語の説明

**あ行**

## 起きてはならない最悪の事態

脆弱性評価を行うにあたって、想定するリスクシナリオ。

**か行**

## 国土強靭化

あらゆるリスクを見据えつつ、大規模自然災害などが発生しても、とにかく人命を守り、また経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土・経済社会システムを平時から構築していくこと。

**さ行**

## 災害拠点病院

災害発生時に、医療救護活動の拠点となる病院。災害医療を行う医療救護病院等を支援する役割も果たす。

## 災害廃棄物

地震や津波などの災害により損壊・流出した家屋・家財・自動車・倒木などのがれきのこと。

## 指定避難所

被災した住民が一定期間生活を送るための施設のうち、市があらかじめ指定した施設。

## 重要業績指標(KPI:Key Performance Indicator)

各プログラムの達成度や進捗度を把握するために設定した指標。本計画では、プログラムとの関連性が高く、事態回避に寄与が大きい施策に関する指標を選定している。

## 冗長性(じょうちょうせい)

余分な部分が付加されていること。また、それにより機能の安定化が図られていること。

## 脆弱性(ぜいじやくせい)

一般的には「弱くて弱い性質または性格」のことをさす。国土強靭化においては、「最悪の事態」を回避するために、現状が有する問題点や課題などのこと。

**た行**

## 地域防災計画

災害対策基本法第42条に基づき、市域における各種の災害に関し、市民の生命身体及び財産を保護するため、市の処理すべき事務または業務を中心として、防災関連機関、市民、民間事業者、地域団体等がそれぞれ相互に協力した災害予防、災害応急、災害復旧活動にあたるための諸施策の基本を定めた計画。

# 用語の説明

た行

## DMAT(ディーマット) Disaster Medical Assistance Team

災害派遣医療チーム。災害時に被災地域へ迅速に駆けつけ、救急治療を行う専門トレーニングを受けた医療チーム。医師1名、看護師2名、業務調整員(ロジ)1名を基本として構成される。

は行

## ハザードマップ

災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路の位置などを表示した地図。

## BCP(ビーセーピー) Business Continuity Plan

事業継続計画。災害や事故等の発生により、利用できる資源に制約がある状況下においても、重要業務を中断させず、中断した場合でも迅速に重要な機能を再開させ、業務中断に伴うリスクを最低限にするために、平時から事業継続について戦略的に準備しておく計画。

## 避難行動要支援者

高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦など特に配慮が必要な方のうち、生活の基盤が自宅にあり、災害時に自ら避難することが著しく困難である方のこと。

## プログラム

それぞれの「起きてはならない最悪の事態」を回避するための分野横断的な施策群。

ま行

## マトリクス表

行と列により構成される二次元的な表のことで、本計画では縦軸を「起きてはならない最悪の事態」、横軸を「施策分野」とし、それぞれの枠内に事態回避に寄与する施策や事業とその進捗率を記載した表を示す。

ら行

## リスクコミュニケーション

関係者間で事前に想定されるリスクに関する正確な情報を共有し、対話を通じて、問題についての理解を深めること。



# **山梨市強靭化計画**

**～誇れる日本を、ここ山梨市から～  
令和8年度～令和12年度**

発行日：令和8年3月  
編集：山梨市 防災危機管理課  
発行者：山梨市  
住所：〒405-8501  
山梨県山梨市小原西843  
TEL：0553-22-1111(代表)